

第3次やちよ男女共同参画プラン

令和7年度～令和10年度

誰もが活躍でき, 尊重されるまち “やちよ”



八千代市イメージキャラクター「やっち」

令和7年3月



八千代市

【はじめに】

近年、少子高齢化や国際化の進展、家族形態の多様化、多様な性の尊重など、急速に社会が変化していくなかで、性別に関わらず、自分らしく個性と能力を発揮できる社会づくりが、これまで以上に求められています。一方、国連持続可能な開発サミットにおいては、誰一人として取り残さない社会の実現に向け、令和12(2030)年までに世界各国が取り組む「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられ、その17の目標の一つである「ジェンダー平等の実現」は、他のすべての目標を実現する上でも不可欠なものとして取組が進められています。



本市では、平成23年に、「やちよ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた各種施策を総合的に推進してまいりました。この度、令和6年度をもって第2次プランが終了となりますことから、令和7年度から令和10年度までを計画期間とした「第3次やちよ男女共同参画プラン」を策定いたしました。

本プランには、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく基本計画に加え、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画を位置付けるとともに、これまで進めてきた施策の課題や社会情勢の変化を踏まえ、第2次プランに引き続き、「誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”」を基本理念としております。

今後の課題といたしましては、女性は男性に比べ、生涯を通じてライフステージごとに心身の状態が大きく変化するという特性に着目し、「ライフステージに応じた健康支援」を位置づけ、ライフスタイルに合わせ、主体的に健康維持に取り組めるよう支援を図るほか、「防災・復興」「多様な性の尊重」を引き続き、重点取組として、市民の皆様や各種関係機関等と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向け、事業を推進してまいります。

また、本市では令和7年4月から、同性カップルや事実婚の異性カップルを対象とした「八千代市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度」を導入し、県内外の同制度導入自治体と連携しながら、誰もが尊重され、多様な生き方を選択できる環境づくりにも一層取り組んでまいります。

最後になりましたが、本プランの策定にあたり、日頃より本市の男女共同参画施策の推進にご尽力いただいております、やちよ男女共同参画プラン懇話会委員の方々をはじめ、各種調査にご協力いただきました市民の皆様に対しまして、心より感謝し御礼を申し上げます。

令和7(2025)年3月

八千代市長

服部友則

目 次

第1章 背景と経緯

1	プラン策定の背景.....	1
2	第2次プランの主な実績と課題.....	2

第2章 基本的な考え方

1	プラン策定の趣旨.....	5
2	プランの概要.....	6
3	プランの基本理念.....	9
4	プランの目標.....	9
5	プランの体系.....	10
6	プランの策定経過.....	11
7	プランの推進体制と進行管理.....	12

第3章 施策の展開

目標1	共に作りだす「誰もが活躍できるまち」.....	13
目標2	互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」.....	27
目標3	自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」.....	37
目標4	みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」.....	46
事業一覧		50
数値目標一覧		52

資料編

1	男女共同参画を取り巻く近年の動向.....	53
2	八千代市の男女共同参画を取り巻く現状等.....	58
3	男女共同参画社会基本法.....	69
4	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律..	73
5	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律.....	75
6	やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領及び委員名簿.....	81
7	八千代市男女共同参画推進会議設置要綱.....	83

第1章 背景と経緯

1 プラン策定の背景

(1) 男女共同参画を取り巻く国等の動向

国では男女共同参画社会の実現に向けて、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を策定しました。その後、育児・介護休業法の改正^{※1}、DV防止法の改正^{※2}、LGBT理解増進法の施行^{※3}、困難女性支援法の施行^{※4}など、法律の改正等が相次いで行われています。

しかし、男女共同参画に関する国際的な指数の一つである「ジェンダー・ギャップ指数」をみると、日本は政治及び経済分野の値が特に低いことから、世界的にみても順位が低く、主要7か国では最下位となっており、令和6（2024）年は146か国中118位（前年は146か国中125位）でした。

(2) 男女共同参画を取り巻く千葉県の動向

県では、令和3年3月策定「第5次千葉県男女共同参画計画」、令和4年3月策定「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」、令和6年3月策定「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」に基づき、各種施策を展開しています。

また、令和6年1月には、多様性が尊重され、誰もが活躍できる社会の実現を図るため、千葉県多様性尊重条例^{※5}が施行されました。

(3) 本市における取組

本市では、令和3年度から令和6年度までを計画期間とする「第2次やちよ男女共同参画プラン」を策定し、各種施策に取り組んだほか、令和4年5月には「女性のための相談事業」による支援の強化を図り、同年11～12月には「八千代市男女共同参画社会の形成に向けての事業所調査」を行いました。また、令和5年3月には職員等に向けた「性の多様性を認め合い行動するためのガイドライン」を策定し、令和6年1月には「八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート」を実施しました。

※1 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（令和3年6月改正）

【改正内容】

①個別の制度周知・休業取得意向確認と雇用環境整備の措置 ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 ③出生時育児休業（産後パパ育休）と育児休業の分割取得の改正 ④育児休業取得状況の公表の義務化

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（令和5年5月改正）

【改正内容】

①保護命令の対象に精神的暴力を追加 ②被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設 ③保護命令違反の厳罰化

※3 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年6月施行）

※4 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和6年4月施行）

※5 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例（令和6年1月施行）

2

第2次プランの主な実績と課題

第2次プランでは、目標1 共に作り出す「誰もが活躍できる環境」、目標2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」、目標3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」、目標4 みんなで推進する「連携した推進体制」の4つの目標とそれに基づく9つの課題に18の施策、37の取組事業を位置付けて、施策・事業を計画的に実施してきました。

(1) 目標1 共に作り出す「誰もが活躍できる環境」

① 取組事業の実施状況

女性活躍や男性の家事・育児参画に向けた講座の開催、男女共同参画だよりの発行、女性委員の登用促進、「女性のための相談事業」による支援をより強化しました。

② 数値目標の状況

市の審議会等の女性委員割合については、令和6年3月時点で32.8%となっており、計画策定時の31.5%を上回っているものの、ほぼ横ばいとなっています。

項 目	計画策定時 (令和元年度末)	実績 (令和5年度末)	目標
市の審議会等の女性委員割合	31.5%	32.8%	40.0%

(2) 目標2 互いに認め合う「個性が尊重されるまち」

① 取組事業の実施状況

性的マイノリティの会との連携によるパネル展の実施や、市職員等の指針として「性の多様性を認め合い行動するためのガイドライン」を策定しました。また、街頭イベントや行政モニター等でのDV防止啓発のほか、相談窓口についての周知を行いました。

② 数値目標の状況

DVと認識する人の割合は、精神的暴力で78.4%、経済的暴力で78.1%、性的暴力で84.6%となっています。

項 目	計画策定時	現状 (令和5年度)	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合 ・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する ・経済的暴力：必要な生活費を渡さない ・性的暴力：避妊に協力しない	—	78.4% 78.1% 84.6%	すべての項目において 100%

(3) 目標3 自分らしく生きる「男女共同参画の推進」

① 取組事業の実施状況

図書館や小中義務教育学校でのパネル展示，男女共同参画視点での防災講座の開催，女性消防団員との連携，ジェンダー平等の意識づくりに向けた啓発等を行いました。

② 数値目標の状況

「夫は外で働き，妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合は 53.7%で過半数となっています。また，性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合は 18.2%でした。

項 目	計画策定時	現状 (令和5年度)	目標
「夫は外で働き，妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	—	53.7%	70.0%
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	30.4%	18.2%	40.0%

(4) 目標4 みんなで推進する「連携した推進体制」

① 取組事業の実施状況

毎年度，プランに位置付けた事業の進捗状況調査及び進行管理を行い，庁内会議や市民委員等による懇話会へ取組を報告し意見聴取を行いました。また，男女共同参画センター支援団体や関係機関と連携し事業を実施しました。

② 数値目標の状況

第2次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合については、令和5年度時点で77.0%となっています。

項 目	計画策定時	実績 (令和5年度)	目標
第2次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合	—	77.0%	100%

(5) まとめ

第2次プランに位置付けた各取組事業は、目標4の数値目標にあるとおり、令和5年度時点で全体の約8割の事業が計画どおり実施できました。しかし、第2次プランで設定した目標1から4までの7項目の数値目標は、令和5年度時点でいずれも目標値を下回っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、講座やイベント等の中止や開催形態の変更などが行われたことにより、計画通り実施することのできない事業もあったことから、期間中の取組が十分に成果を挙げていないこと等の要因が考えられます。

次期プランに向けては、関連施策や事業内容を見直すとともに、より積極的・効果的な手法を検討し、プランの推進を図ります。

第2章 基本的な考え方

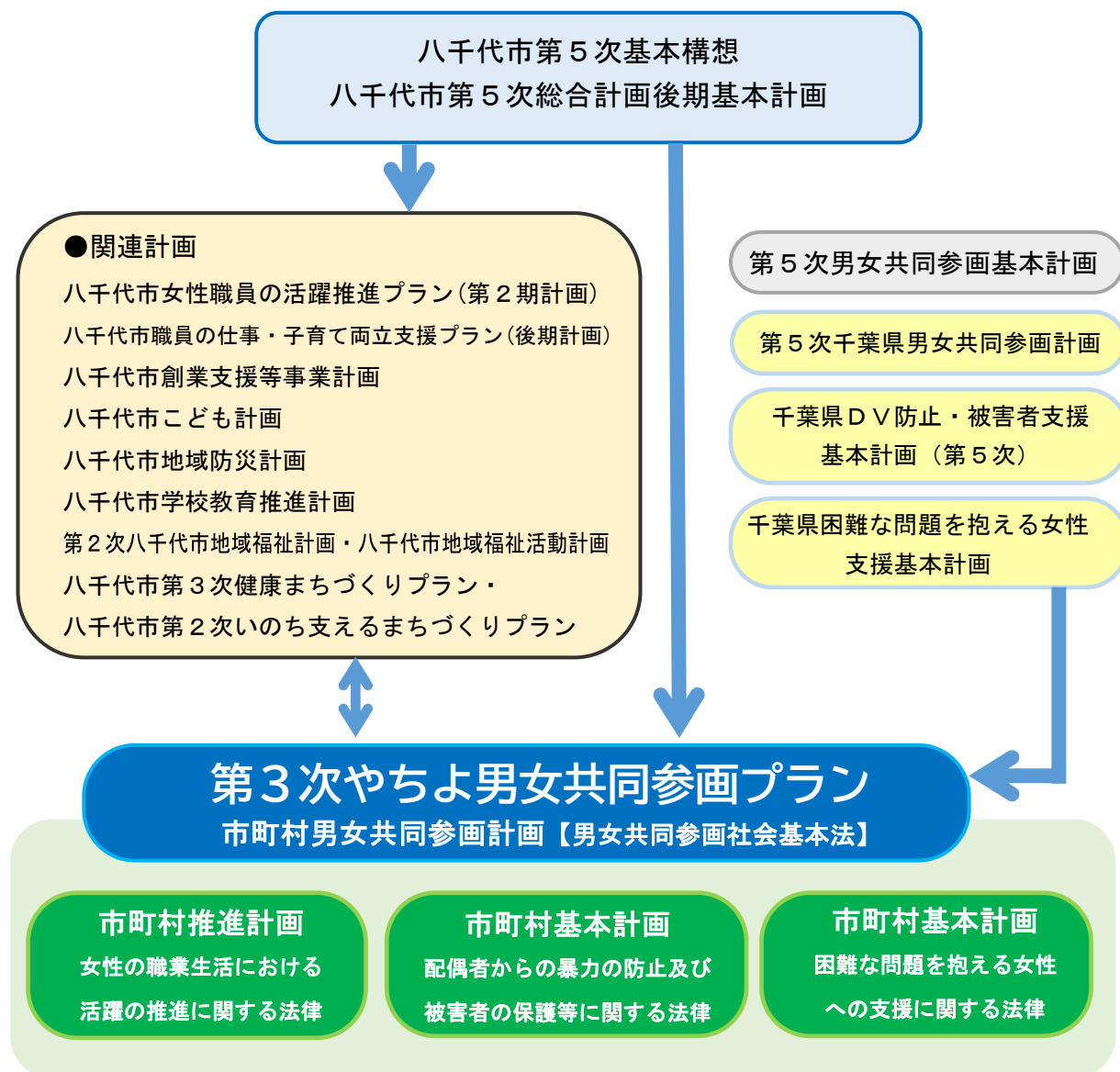
1 プラン策定の趣旨

女性も男性も互いにその人権を尊重し、共に喜びや責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することのできる“男女共同参画社会”の実現に向けて、国や各自治体では様々な取組が行われてきました。

本市においては、第2次プランの計画期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組状況の検証や社会・経済情勢の変化等を踏まえて課題を整理し、今後4年間を見据えた男女共同参画社会づくりの指針として「第3次やちよ男女共同参画プラン」を策定します。

2 プランの概要

(1) プランの位置付け



本プランは、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」です。

また、本プランの目標1の課題(1)(2)を「女性活躍推進法」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」、目標2の課題(2)を「DV防止法」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」、さらに目標3の課題(3)を「困難女性支援法」第8条第3項に規定する「市町村基本計画」として位置付けます。なお、関連する法令として「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」や「LGBT理解増進法」「千葉県多様性尊重条例」などを考慮しています。

本プランは、「八千代市第5次基本構想」及び「八千代市第5次総合計画後期基本計画」ほか関連計画と整合性を図り、国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに「第5次千葉県男女共同参画計画」の内容を踏まえ、策定した計画です。

(2) プランの特徴

本プランは、男女共同参画社会を実現するための実効性のあるプランとする観点から、第1次プラン、第2次プランからの連続性に配慮する中で、市が取り組むべき内容を明確に示すとともに、現在の社会情勢に対応した見直しを行って策定するものです。

新たな課題として“ライフステージに応じた健康支援”“いきいきと暮らすことのできる環境の整備”を位置づけます。また、第2次プランに引き続き、“様々な視点を取り入れた防災対応の充実”や“多様な性の尊重”の推進を図ります。

(3) ^{エスディー・ジーズ}SDGs（持続可能な開発目標）への取組

令和12（2030）年までに世界各国が達成を目指す共通の目標であるSDGsの実現に向け、国では令和5年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」※6を定めています。SDGsの基本的理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、17の目標のうち「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」は、重要な課題の一つとされています。

この「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」には、9つのターゲットが盛り込まれており、「あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する」「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する」等が示されています。



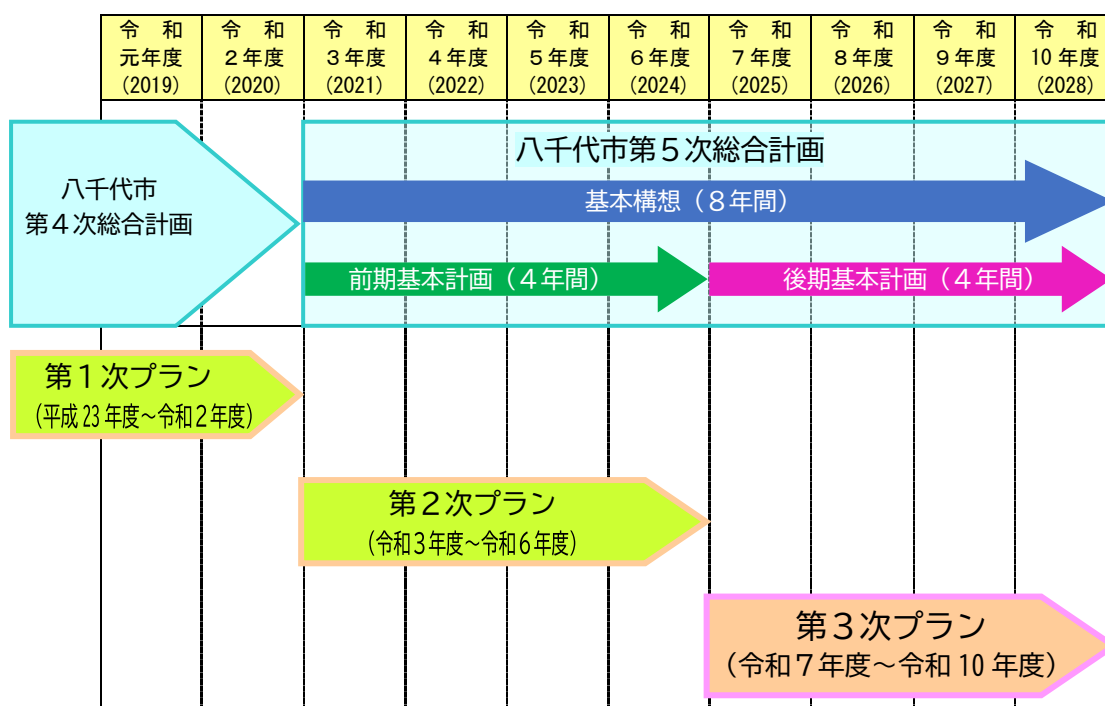
※6 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版（令和5年12月）

【改定内容】これまでの根幹的な考え方を引き継ぎつつ、各目標間の相互関連に留意しながら、具体的取組を強化・加速していく5つの重点事項（「誰一人取り残さない」包摂社会の実現など）を設定。なお、これまで同様、人権の尊重とジェンダー平等はすべての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意するものとされている。

(4) プランの期間

本プランは令和7年度～令和10年度の4年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても男女共同参画推進に関する社会情勢の変化や法改正等により、必要に応じ見直しを行う場合があります。



3 プランの基本理念

本市は、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」といった男女共同参画社会基本法が定める「男女共同参画社会の形成についての基本理念」を十分に意識し、第2次プランに引き続き「誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”」を本プランの基本理念に位置付けて、その実現を目指します。

4 プランの目標

基本理念の実現に向けて、本プランを推進するための基本的な方向性として4つの目標を設定し、男女共同参画を推進します。

目標1 共に作りだす「誰もが活躍できるまち」

働く場における女性の活躍を推進するとともに、誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、それぞれの希望に応じて、家庭でも仕事でも地域社会でも活躍できる環境を目指します。

目標2 互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

誰もがお互いを尊重して多様性を認め合い、人権に配慮した行動をとり、偏見や不当な差別のない地域社会を目指します。また、DV防止法に基づき、被害の根絶と被害者の早期発見、早期対応等に適切に取り組めます。

目標3 自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

誰もが自分らしく健やかに充実して暮らすことができるよう、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消、それぞれの生き方に合わせた健康支援や、困難な問題を抱える女性への支援に取り組めます。

目標4 みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

市民、団体、事業者などと行政が連携を図り、様々な意見や情報を取り入れながら計画を推進します。

5

プランの体系

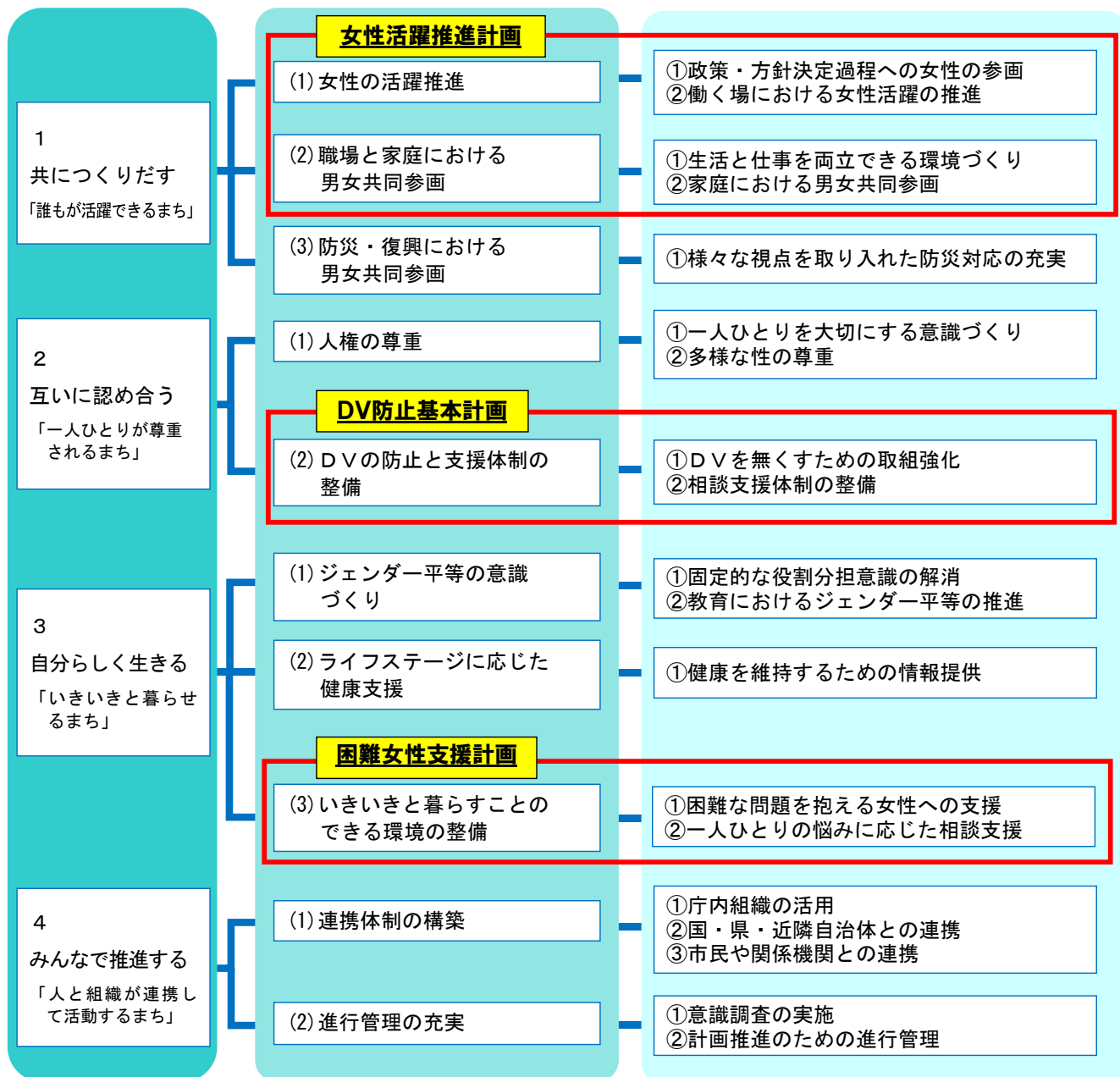
基本理念

誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”

目標

課題

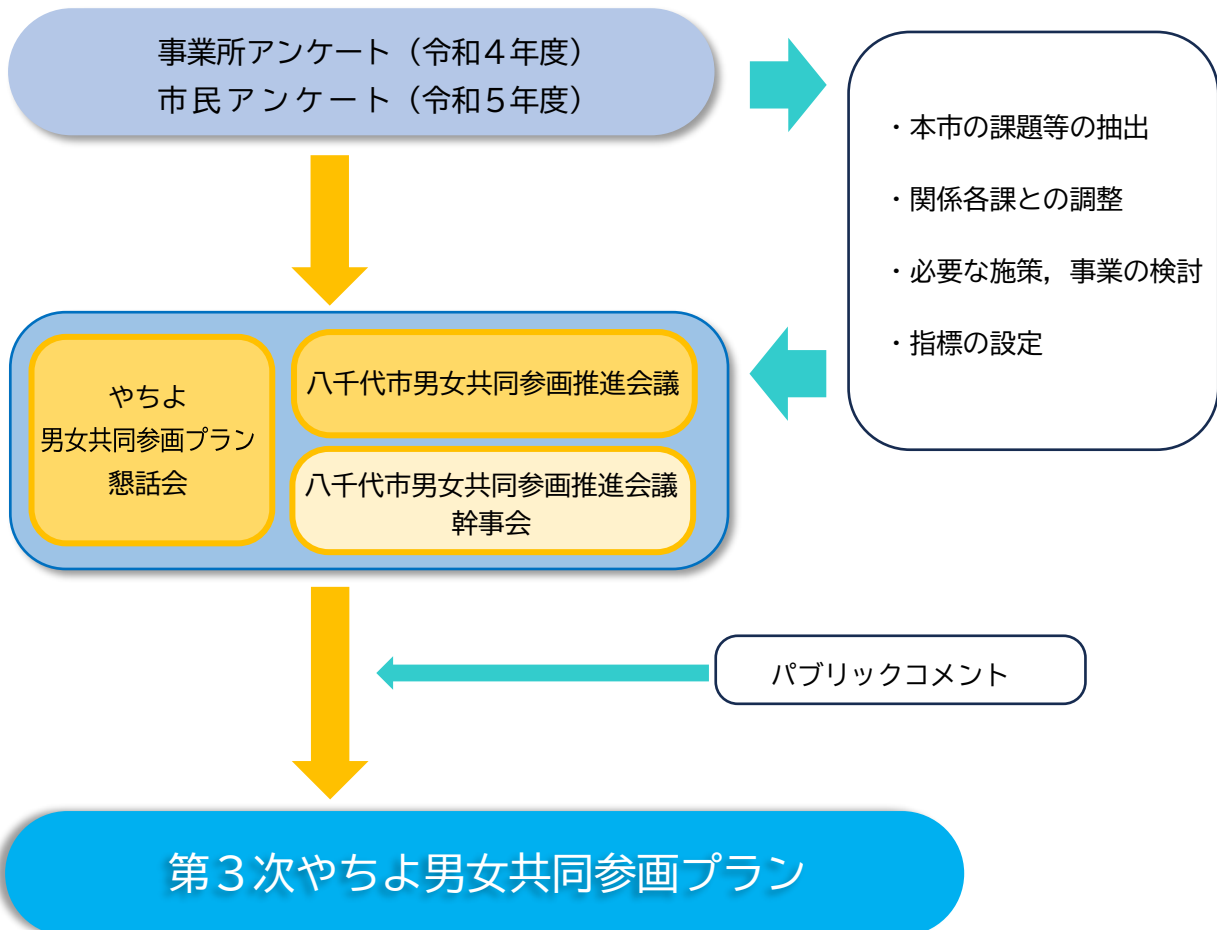
施策



6 プランの策定経過

本プランは、公募による市民委員と学識経験者で構成する「やちよ男女共同参画プラン懇話会」（以下「懇話会」という。）、市の部長級職員で構成する「八千代市男女共同参画推進会議」（以下「推進会議」という。）、市の課長級職員で構成する「八千代市男女共同参画推進会議幹事会」が中心となり検討を行いました。

また、本プランは、「八千代市男女共同参画社会の形成に向けての事業所調査」（以下「事業所アンケート」という。）、「八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）やパブリックコメントの実施など、様々な市民参画の過程を経て策定しています。



7 プランの推進体制と進行管理

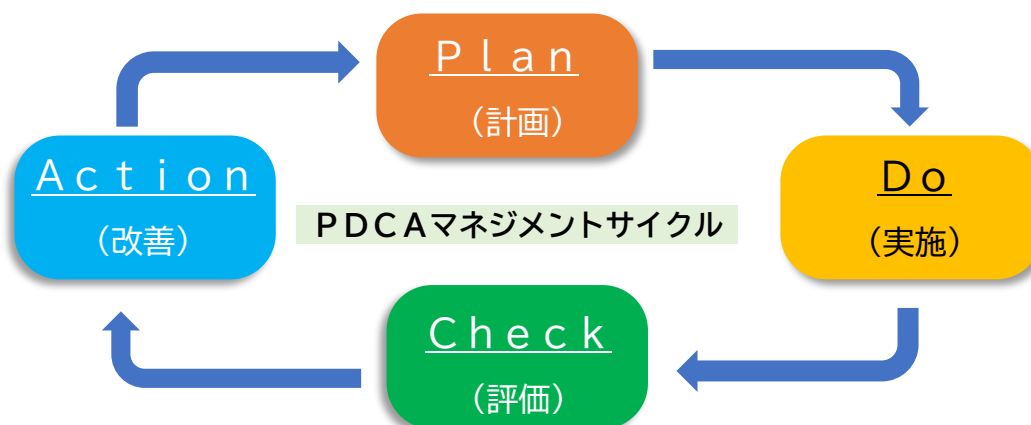
(1) プランの推進体制

男女共同参画社会の実現に向けた取組は広範囲の分野にわたることから、関係部署が相互に連携しながら、全庁的に施策の展開を図る必要があります。本プランにおいても、推進会議が中心となって施策を総合的・全庁的に推進するとともに、懇話会からの意見を随時取り入れながら、計画の推進を図ります。

(2) プランの進行管理

本プランは実効性を高めるため、第2次プランに引き続き、進行管理を行う取組事業と関連計画等に推進を委ねる関連事業に分けています。

取組事業については、事業の進捗状況を毎年度評価します。その結果を懇話会及び推進会議に報告し、公表します。また、PDCAマネジメントサイクル※7により、懇話会及び推進会議における意見等を各所管課にフィードバックして以後の取組の改善につなげるなど、適切な進行管理を行います。



※7 PDCAマネジメントサイクル

マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な業務改善活動を推進していくシステム。計画（Plan）に沿って、実行（Do）できていたのかを評価（Check）し、業務の改善（Action）を行い、次の計画（Plan）に反映させるシステムを循環させること。

第3章 施策の展開

目標
1

共に作りだす「誰もが活躍できるまち」

誰もが希望に応じて、家庭でも仕事でも地域社会でも活躍できる社会を目指します。また、本市では、課題(1)「女性の活躍推進」及び課題(2)「職場と家庭における男女共同参画」を、女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置付けます。

八千代市女性活躍推進計画

性別に関わらずあらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会を実現するため、女性の職業生活における活躍を推進し、誰もが自分の力を発揮できる環境を整えます。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度末)	目標
市の審議会等の女性委員割合	32.8%	40.0%

男女って平等なのかな？



課題（１） 女性の活躍推進

本市の審議会等委員の女性委員割合は、令和３年度の31.4%から令和５年度は32.8%まで上昇し、全国市町村・千葉県内市町村平均値を上回っていますが、第２次プランで設定した目標値を下回っています【図 1-1】。また、本市職員の女性管理職割合は、令和３年度の16.7%から令和５年度は15.6%となり低下傾向です【図 1-1】。国は、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度にすることを目標に掲げていますが、本市ではこの目標を大幅に下回っています。

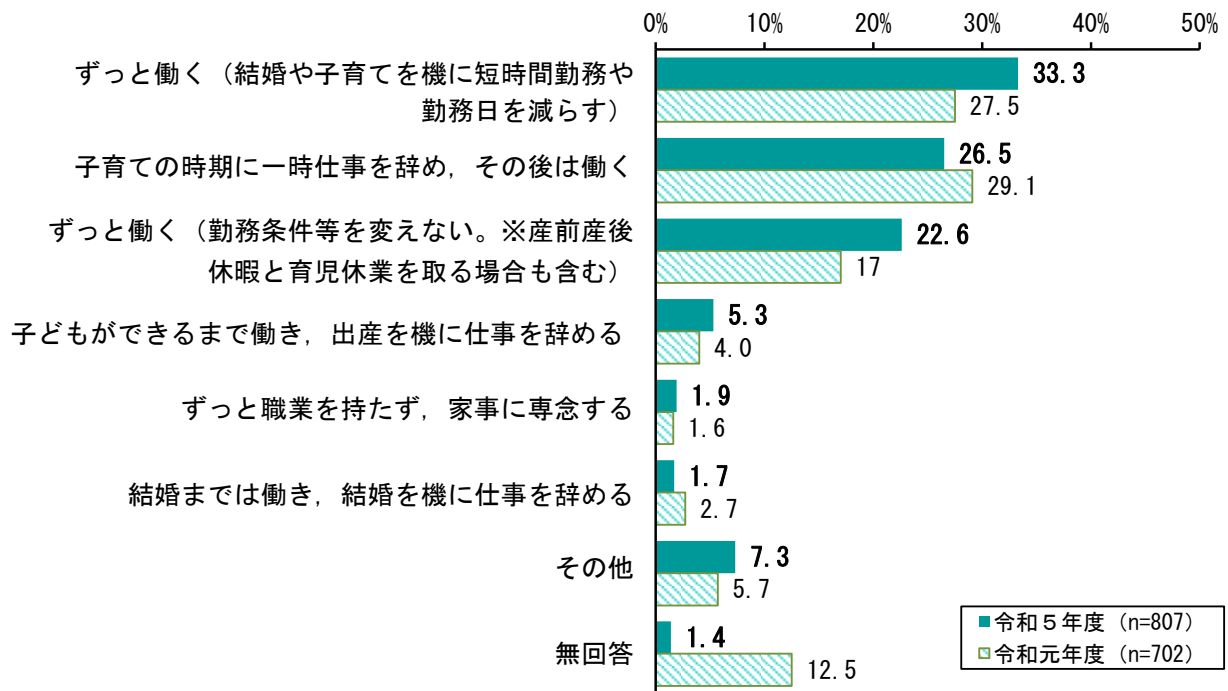
令和５年度に実施した市民アンケートでは、女性の理想の働き方として「ずっと働く（結婚や子育てを機に短時間勤務や勤務日を減らす）」が望ましいという回答が33.3%であり、令和元年度の前回調査で一番回答が多かった「子育ての時期に一時仕事を辞め、その後は働く」の26.5%を上回りました【図 1-2】。国勢調査によると、本市の女性の就業人口は、平成12年の32,247人が令和２年には39,877人に増加しています。この期間中の男性の就業人口は減少傾向にあるため、全就業者数に占める女性の割合は、平成12年の38.3%が令和２年には44.5%まで上昇しています【図 1-3】。しかし、令和２年の国勢調査によると、本市の女性の年齢階級別労働力率は依然として30歳代を底とする「M字カーブ」の状態が見られ、全国や千葉県と比較してM字の底が深い状態となっています【図 1-4】。このように、女性の働き方についての市民の意識に変化が現れ、就労する女性は増加していますが、全国と比較して女性の就労状況は全体的に低くなっています。

今後、市の政策・方針決定過程への女性の参画を加速させるとともに、女性が本人の希望に添って働き続けることができるよう、講座の開催等による支援を図ります。

【図 1-1 第２次プランでの女性の参画状況】

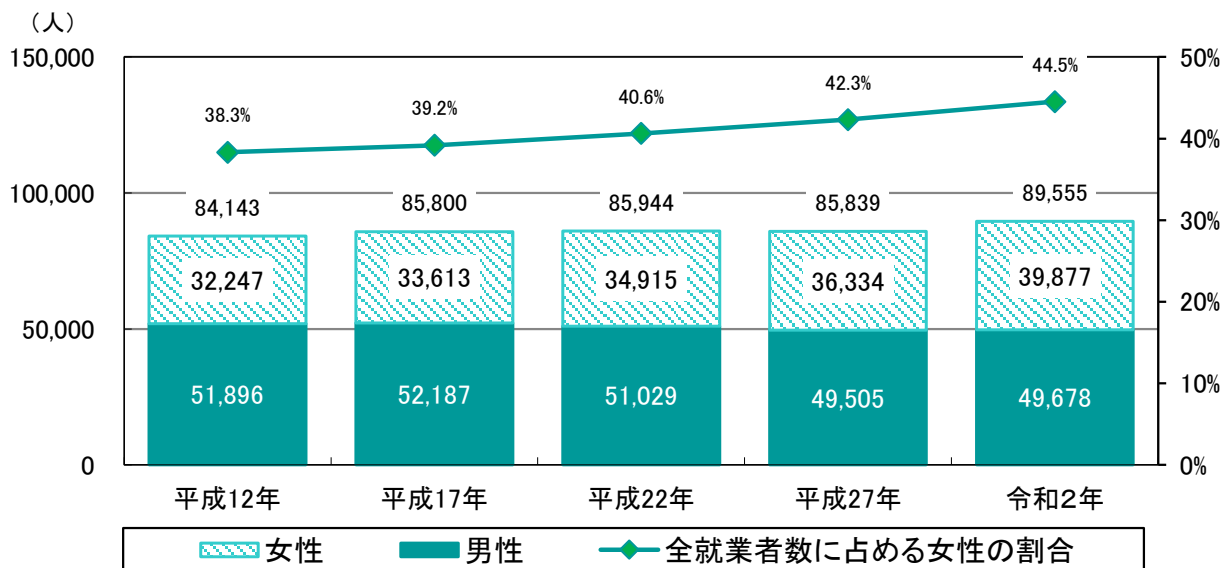
項 目	第２次プラン実績値		
	令和３年度	令和４年度	令和５年度
市の審議会等の女性委員割合	31.4%	32.5%	32.8%
市職員の女性管理職割合	16.7%	17.5%	15.6%

【図 1-2 女性の理想の働き方】



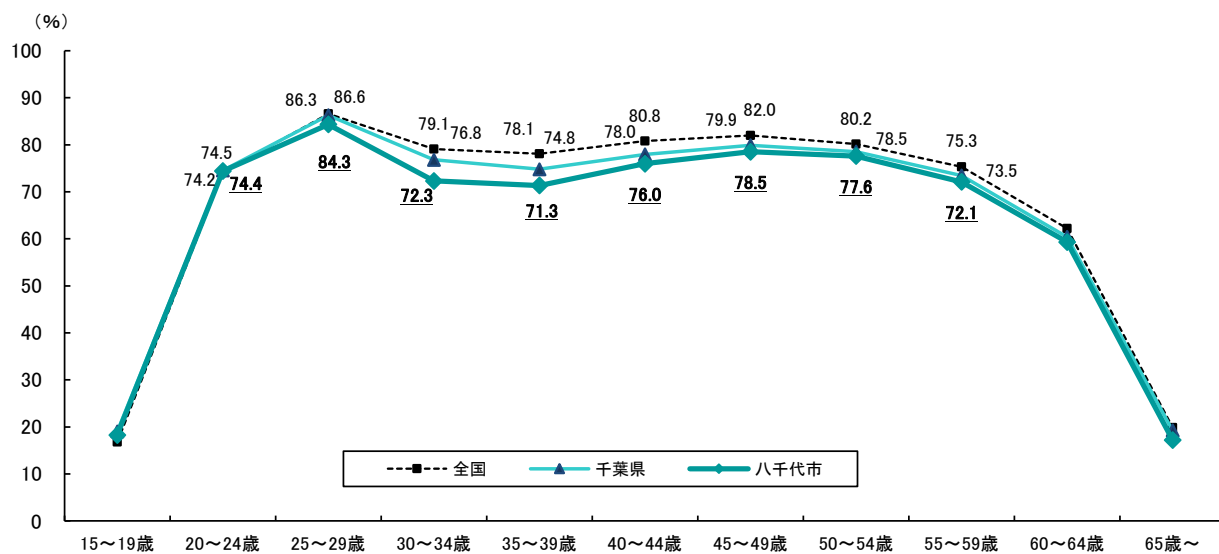
資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 1-3 女性就業人口の推移】



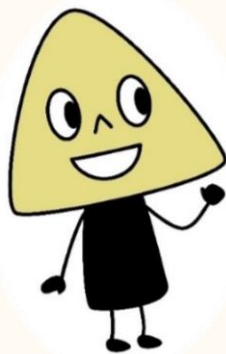
資料：国勢調査

【図 1-4 全国，千葉県，八千代市の女性の年齢階級別労働力率】



※ 労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査（令和2年）



「ナイスさんかく」

「ナイスさんかく」は、男女共同参画センターが作成したオリジナルキャラクターです。

4コマまんがなどで、身近な男女共同参画について紹介しています。

- 八千代市ホームページ「レッツさんかく！」
～4コマまんがで男女共同参画～

<https://www.city.yachiyo.lg.jp/soshiki/3/59062.html>



施策① 政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程に意見を反映できるよう、積極的に女性の参画を推進します。

【取組事業】

事業1	審議会等における女性参画の推進
事業概要	市の運営に女性の意見が生かされるよう、女性委員割合が目標値に満たない審議会等の所管課への働きかけや、推薦母体となっている団体等への啓発を行います。また、女性が政治を身近に感じられるよう情報発信等を行います。
所管課	各審議会等所管課，男女共同参画センター

事業2	女性職員のキャリア育成支援
事業概要	キャリア育成支援のため、管理職に必要なマネジメント能力や仕事と生活の調和の推進等に関する研修に積極的に派遣するなど、女性職員の意欲向上を図ります。
所管課	職員課

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
①公募委員における女性の登用促進 （コミュニティ推進課）	八千代市審議会等委員候補者公募制度における、公募委員候補者名簿を審議会等所管課に提供する際は、女性割合を考慮し選考するよう周知します。	—

施策② 働く場における女性活躍の推進

女性が自分らしい働き方を選択し、自分の希望に沿った生き方を実現できるよう、自立や活躍に向けて支援や情報提供を行います。

【取組事業】

事業3	女性の就労や再就職への支援
事業概要	就労や再就職を目指す女性を対象に、講座の実施等により情報を提供します。
所管課	商工観光課，男女共同参画センター

事業4	女性のエンパワーメント※ ⁸ の推進
事業概要	講座の開催等により、女性のエンパワーメントに向けた情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
②職員採用試験における女性志望者の拡大（職員課）	大学等における女性職員による採用説明会の実施や、採用情報を発信する際に女性職員の活躍をホームページ等で紹介するなど、積極的にPRを行います。	八千代市女性職員の活躍推進プラン（第2期計画）
③職域の拡大によるキャリアアップ支援（職員課、消防総務課）	これまで女性職員の配置が少なかった部署やポストにも、その適性を見極めながら広く配置するなど、多種多様な経験ができるような機会を設けます。	—
④創業支援（商工観光課）	関係機関と協調し、相談窓口を設け、創業を希望する人のニーズに合ったビジネスモデルの構築、資金調達などの支援を行います。	八千代市創業支援等事業計画

※8 エンパワーメント

自ら主体的に行動することによって、状況を変える力を付けること。

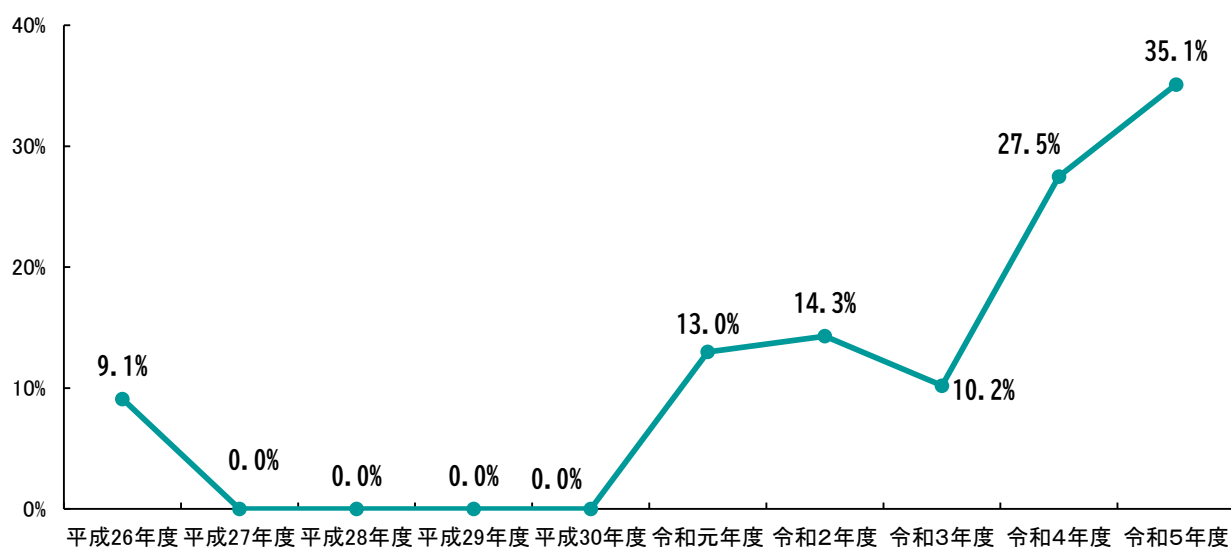
課題(2) 職場と家庭における男女共同参画

近年、働き方改革関連法や改正育児・介護休業法の施行を背景として、男性の子育てへの参画に対する社会的な意識が急速に高まっています。しかし、本市が令和4年度に実施した事業所アンケートでは、出産した女性従業員の9割以上が育児休業を取得しているのに対し、配偶者が出産した男性従業員で育児休業を取得した人の割合は3割を下回っています。本市の男性職員の育児休業取得率は上昇が続いており、令和5年度は35.1%でした【図1-5】。市民アンケートでは、育児休業や介護休業を取得する男性が少ない理由として「職場の理解を得られないから」の27.4%が最も多くなっており、この傾向は令和元年度の前回調査と変化していません【図1-6】。事業所アンケートでは、事業所が行政に期待することとして「学童を含む保育施設や子育て支援の充実」「介護施設や介護支援の充実」が多く挙げられており、市民アンケートでは、男女共同参画社会をつくるために本市で特に必要だと思う取組として、「事業者に対して仕事と家庭を両立しやすい労働条件の整備・改善を働きかける」が最も多くなっています【図1-7】。

誰もが社会で対等な立場で活躍するためには、仕事と家庭・地域生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）が重要です。家庭生活での役割分担について、市民アンケートでは、食事のしたくや洗濯などといった日常的な家事を女性のみが担うのではなく、男女が適宜分担しているという割合が令和元年度の前回調査を上回っています【図1-8】。しかし、男女別の調査結果からは、「主に女性」と回答した女性の割合が男性を上回る項目の多くで、「適宜分担」と回答した男性の割合が女性を上回っています。

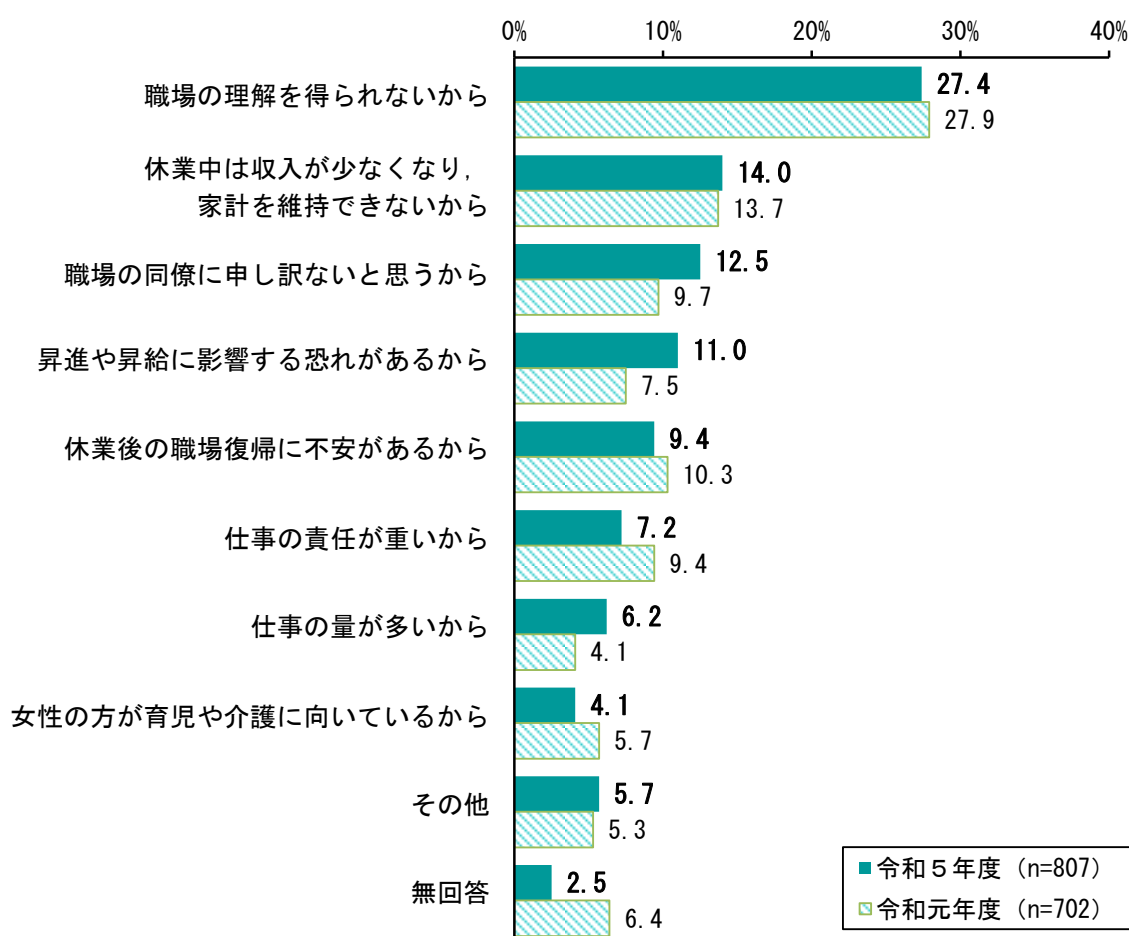
誰もが働きやすく、自らの仕事と生活を両立できる環境づくりのため、市内事業所に対して、従業員のワーク・ライフ・バランスに関する情報を提供します。また、性別に関わらず協力して家事や育児等に取り組めるよう、男性の積極的な参画を促します。

【図 1-5 男性職員の育児休業取得率の推移】



資料：八千代市

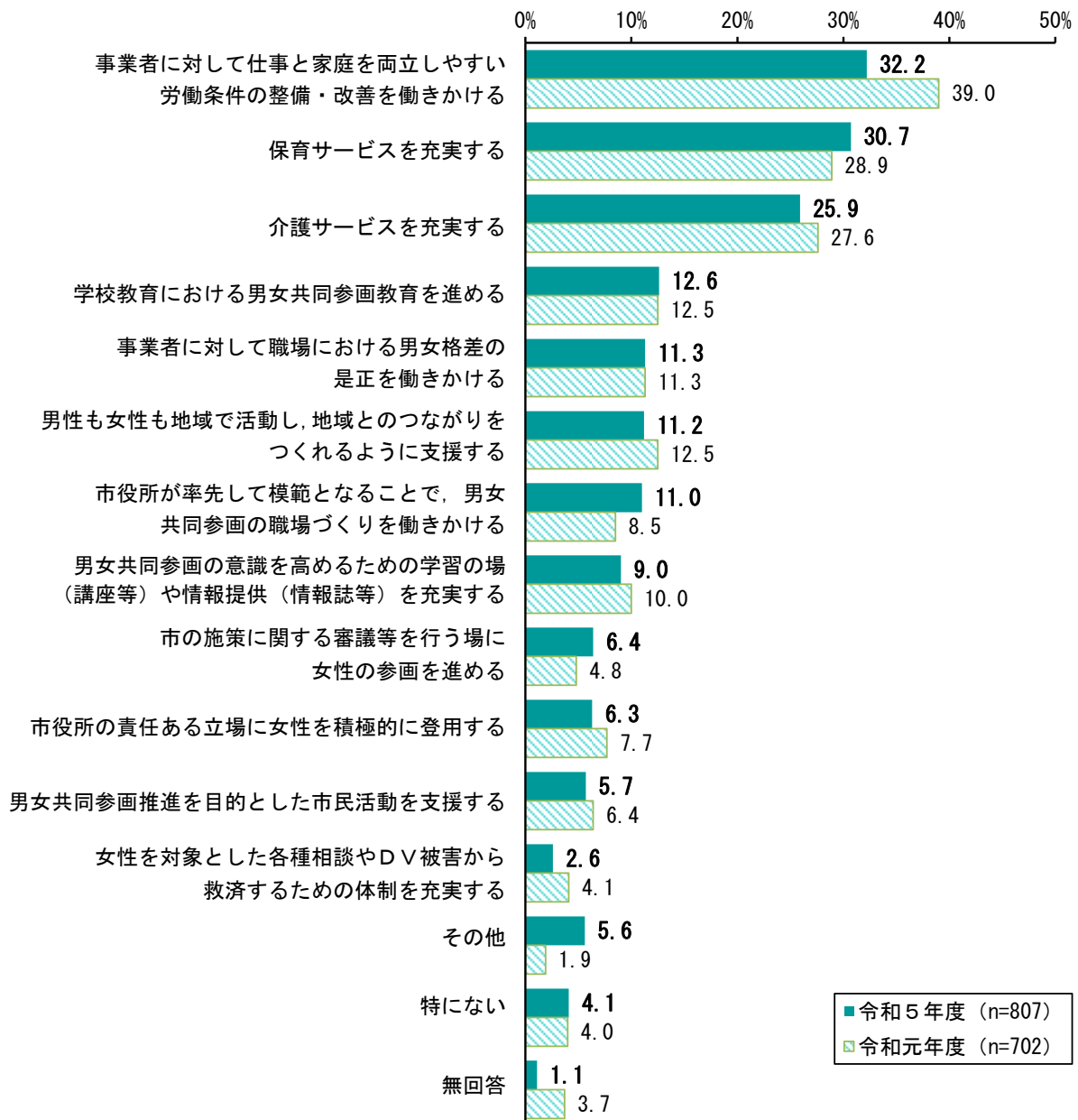
【図 1-6 育児休業や介護休業を取得する男性が少ない理由】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

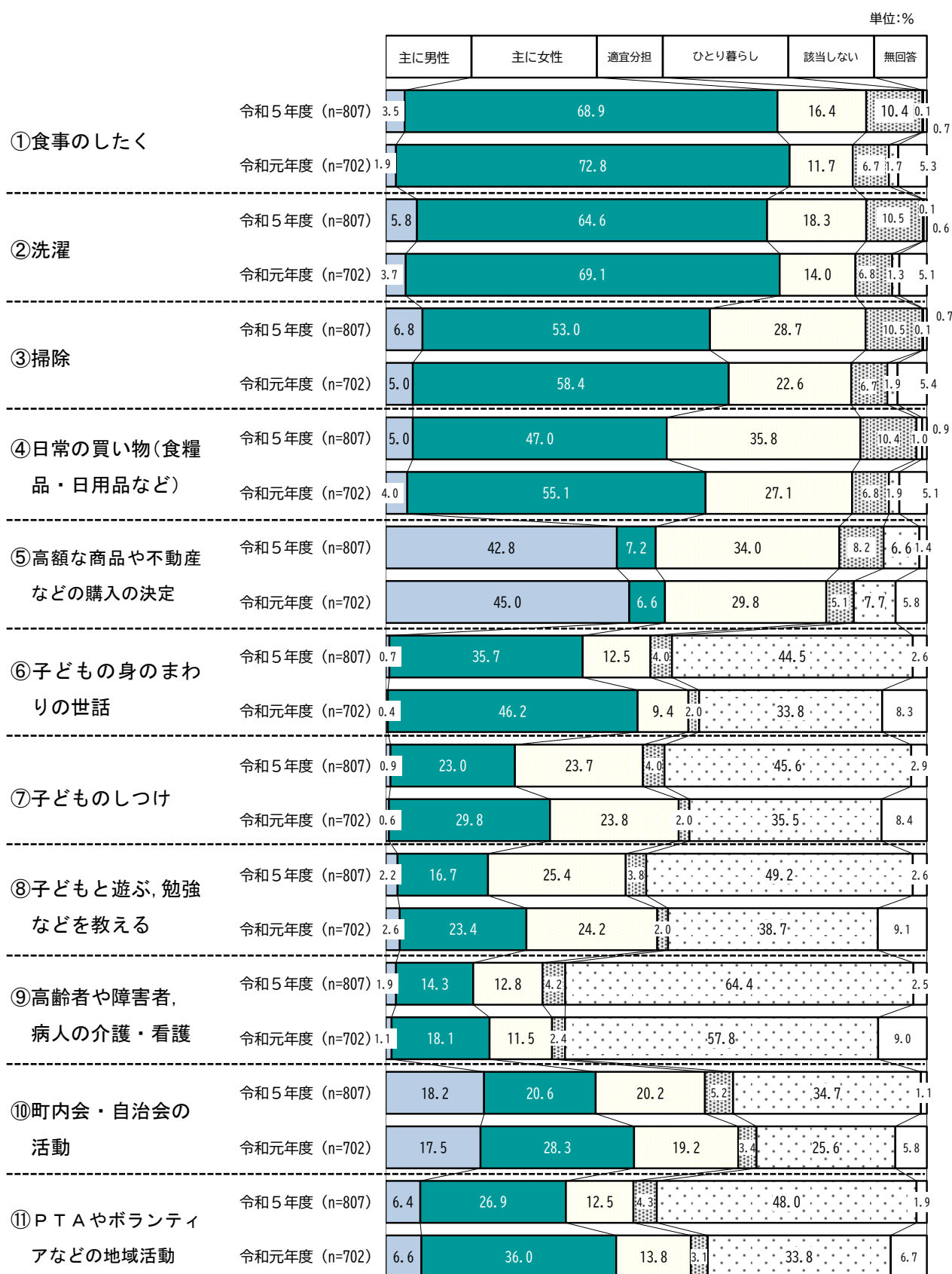
【図 1-7 男女共同参画社会をつくるために八千代市で特に必要だと思う取組】

(複数回答)



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 1-8 家庭生活での役割分担】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 生活と仕事を両立できる環境づくり

関係機関との連携に努め、情報発信による意識づくりを行います。

【取組事業】

事業5	関係機関と連携した情報提供
事業概要	多様な働き方や女性活躍推進に関する情報提供を関係機関と連携して行います。
所管課	商工観光課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑤時間外勤務の縮減（職員課）	定時退庁日の周知や事務の簡素合理化の推進に取り組みます。	八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン（後期計画）
⑥育児休業を取得しやすい環境の整備（職員課）	休業制度の周知や円滑な職場復帰の支援に取り組みます。	八千代市職員の仕事・子育て両立支援プラン（後期計画）

施策② 家庭における男女共同参画

家事・育児・介護への男性の参画を図るため、必要な知識を提供します。

【取組事業】

事業6	男性の家事への参画促進
事業概要	男性を対象に家事への参画に関する講座の実施や情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター

事業7	男性の子育て参画促進
事業概要	妊娠中から夫婦で子育てする意識を高めるほか、父親が子どもと一緒に過ごす機会や父親同士の交流の場をつくれます。
所管課	子ども保育課（子ども支援センターすてっぷ 21，地域子育て支援センター），母子保健課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑦ニーズに合わせた保育事業の充実 （子ども保育課）	一時預かり事業，ファミリー・サポート・センター事業などの充実に努め，ニーズに沿った対応と受け皿の確保に努めます。	八千代市こども計画
⑧親子のふれあいや交流機会の充実 （子ども保育課，公民館）	子どもを連れて利用できる施設やイベント等を周知し，交流機会の充実に努めます。	八千代市こども計画

家事や育児って誰の仕事だろう？

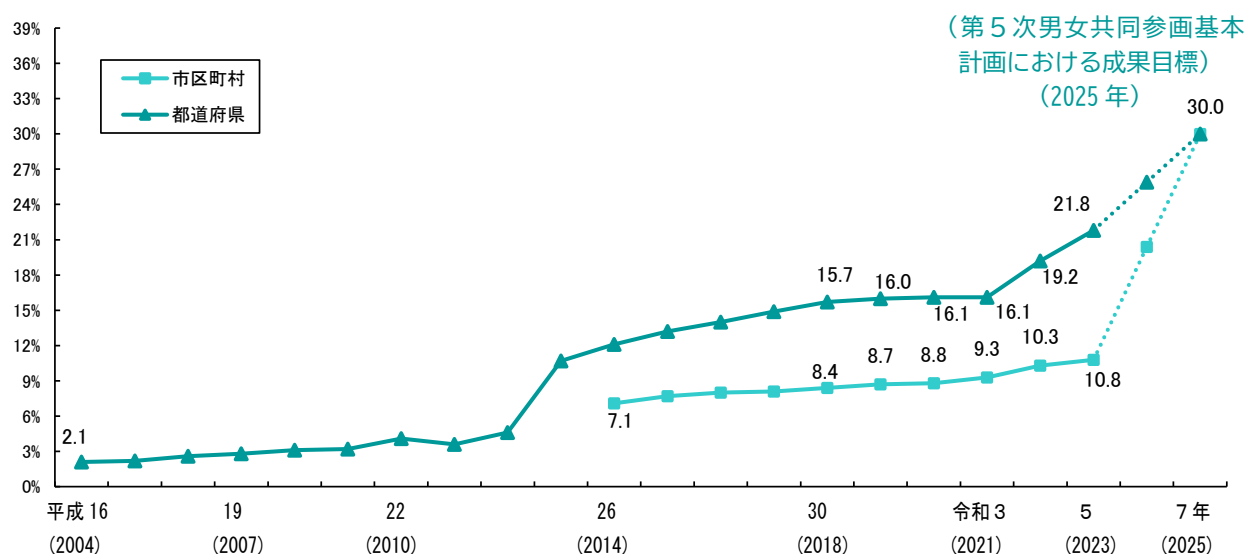


課題(3) 防災・復興における男女共同参画

近年、想定を上回る大規模な自然災害が発生しています。災害発生時には、日ごろの固定的な性別役割分担意識から、男性はリーダーとして意思決定を行い、女性は炊事や掃除などの補助的な役割を求められがちです。また、依然として避難所責任者の多くが男性であり、女性の視点が十分に行き届かなかったために、多様なニーズへの柔軟な対応が遅れがちになるという課題があります。

平常時から男女共同参画視点の防災・復興の重要性を周知し、引き続き、女性の参画拡大に取り組めます。

【図1-9 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移】



※ 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」より作成。
各年4月1日時点（一部の地方公共団体においては、異なる場合あり。）のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
東日本大震災の影響により、平成23（2011）年値には、岩手県の一部、宮城県の一部、福島県の一部が、平成24（2012）年値には、福島県の一部がそれぞれ含まれていない。また、北海道胆振東部地震の影響により、平成30（2018）年値には北海道厚真町が含まれていない。
「市区」に政令指定都市及び特別区を含む。

資料：男女共同参画白書令和6年版（内閣府）

施策① 様々な視点を取り入れた防災対応の充実

災害対応力を強化するために、多様な意見を取り入れることができるよう、女性の参画を図ります。

【取組事業】

事業8	男女共同参画の視点から取り組む防災・復興情報の提供
事業概要	地域の防災訓練や市ホームページなどで、災害時の避難所運営等における多様なニーズに配慮した運営や自主防災組織への女性の参画など、男女共同参画の視点から取り組む防災・復興に関する情報提供を行います。
所管課	危機管理課，男女共同参画センター

事業9	女性の防災分野への参画の促進
事業概要	災害時の避難所運営等において、防災対応の充実を図るため、関係機関と連携し、女性の参画を促進します。
所管課	危機管理課，男女共同参画センター

事業10	職員への情報発信と意識啓発
事業概要	多様なニーズに対応できる体制の充実を図ります。
所管課	危機管理課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑨女性消防団への支援 （消防総務課）	女性消防団員がそれぞれの地域で活動できるよう研修の機会を提供します。	—
⑩女性消防団との連携 （予防課）	女性消防団員と連携し、地域住民や幼年消防クラブ員に対する火災予防啓発事業を行います。	—

目標
2

互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

誰もが互いを尊重し、多様性を認め合い、偏見や不当な差別のない地域社会を目指します。また、本市では、課題(2)「DVの防止と支援体制の整備」を、DV防止法に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

八千代市DV防止基本計画

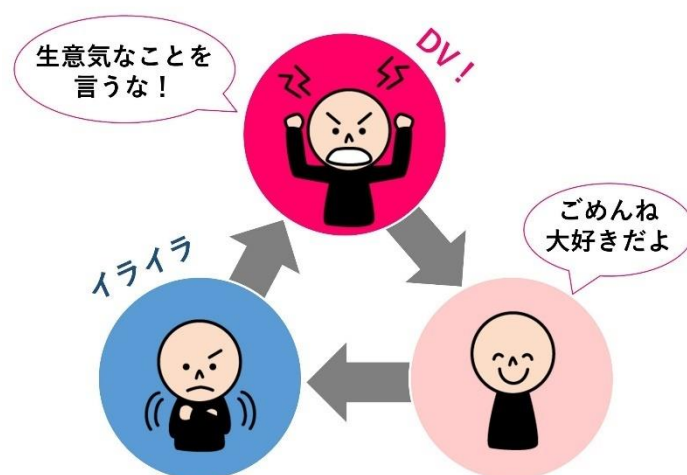
性別に関わらず、配偶者や恋人など親密な関係にある人からふるわれる暴力のことをドメスティック・バイオレンス（DV）と言います。暴力は重大な人権侵害です。特に配偶者からの暴力は外部から発見が難しい家庭内で行われることから、被害が潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。DVは一部の限られた人だけの問題ではありません。市民一人ひとりの理解に向けた意識の醸成等を行います。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度)	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合		
・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する	78.4%	すべての項目 において 100%
・経済的暴力：必要な生活費を渡さない	78.1%	
・性的暴力：避妊に協力しない	84.6%	

市民アンケート調査結果

DVのサイクル



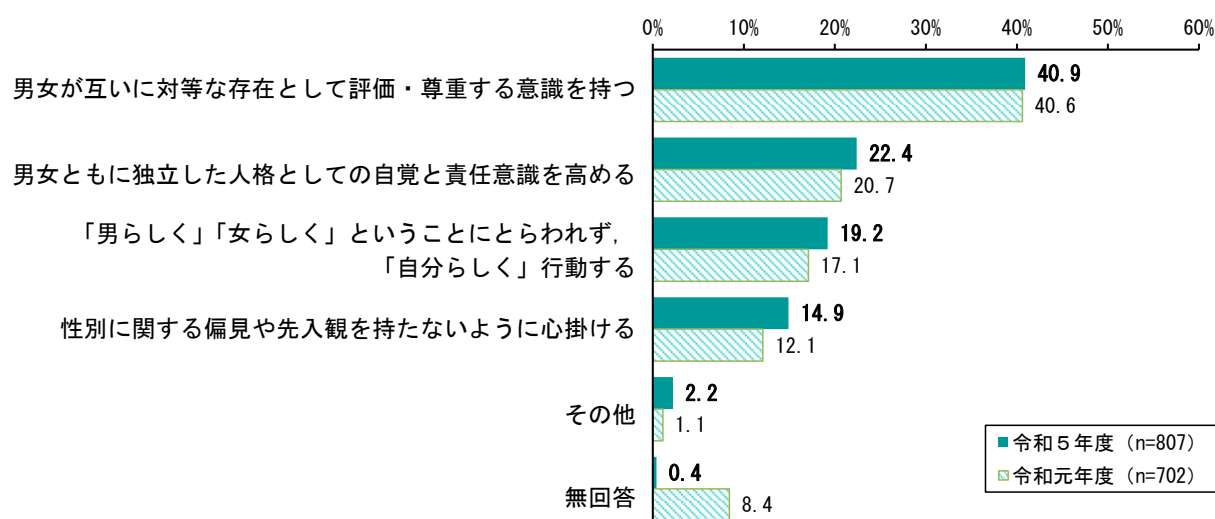
課題（１） 人権の尊重

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりの市民が人権の重要性を十分に理解し、多様な生き方、暮らし方を尊重し配慮し合う意識を持つことが不可欠です。令和5年度に実施した市民アンケートでは、男女共同参画社会をつくるために個人の心掛けで特に必要だと思うこととして、「男女が互いに対等な存在として評価・尊重する意識を持つ」が40.9%で最も多い回答となっています【図2-1】。

LGBT理解増進法の制定等をきっかけに、性の多様性についての社会的な認識が急速に高まっており、性的指向・性自認による困難や悩み、生きづらさを抱える人々への理解が広がりつつあります。市民アンケートでは、「性的マイノリティの人々にとって生活しづらい社会だと思う・どちらかと言えば思う」と回答した市民が76.7%でした【図2-2】。その対策として、「多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組む」が最も多い回答となっています【図2-3】。

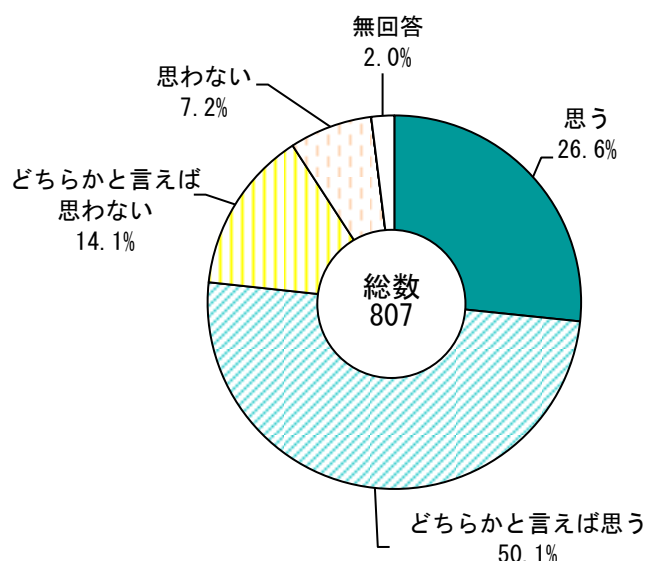
市民一人ひとりが人権の大切さを理解し、互いを認め合い、対等な存在として尊重されるよう意識の向上に努め、性の多様性について正しい理解を広げることで、性的マイノリティの人々が抱える生きづらさの解消につなげます。

【図2-1 男女共同参画社会をつくるために個人の心掛けで特に必要だと思うこと】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

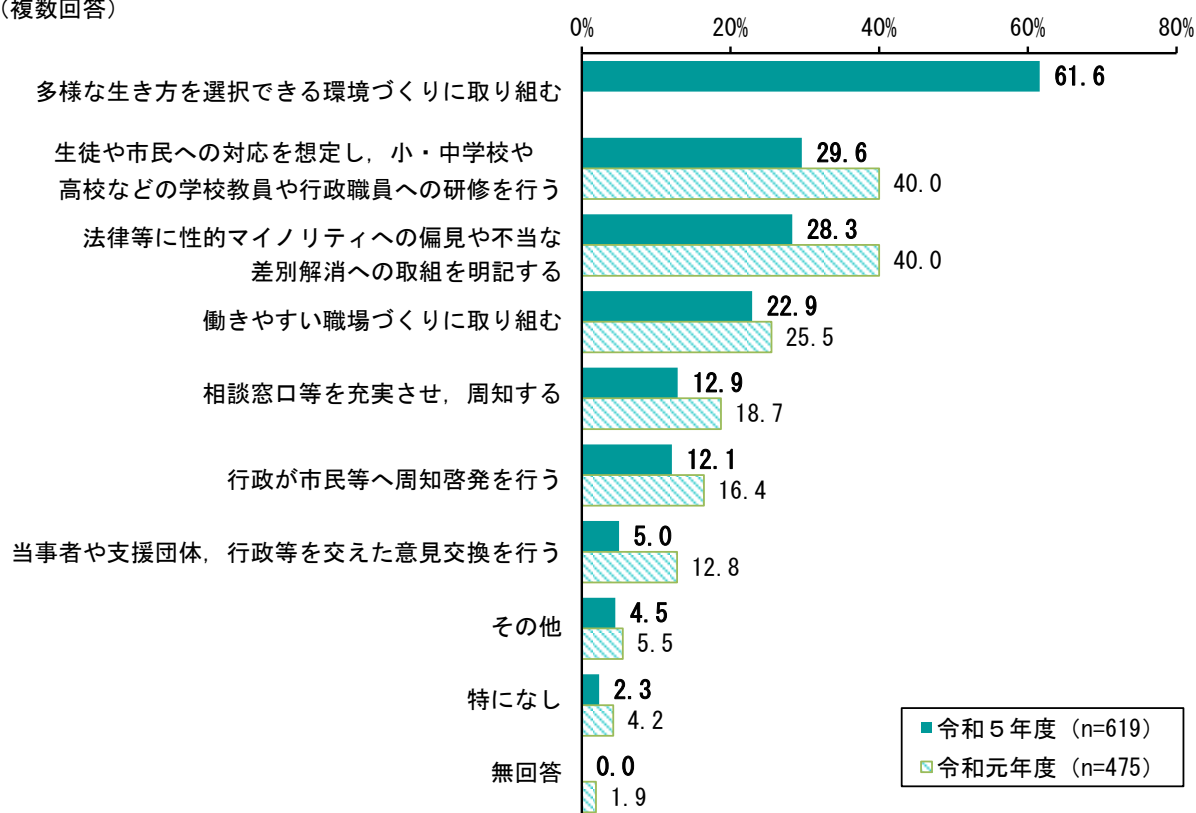
【図 2-2 性的マイノリティの人々にとって生活しづらい社会だと思うか】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 2-3 性的マイノリティの人々が生活しやすくなるために必要な対策】

(複数回答)



※「多様な生き方を選択できる環境づくりに取り組む」の項目については、令和5年度調査から選択肢に追加した

資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 一人ひとりを大切にする意識づくり

人権意識の醸成に向け、ジェンダー平等に関する啓発等を行います。

【取組事業】

事業 11	ジェンダー平等の周知と啓発
事業概要	パネル展示や関連資料の配布等によって、ジェンダー平等に関する周知と啓発に取り組みます。
所管課	男女共同参画センター

事業 12	職員の意識啓発
事業概要	男女共同参画への職員の理解を深めるために、ジェンダー平等に関する研修等による意識啓発を行います。
所管課	職員課，男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑪人権啓発活動活性化事業 （健康福祉課）	人権尊重についての啓発事業や啓発活動を通して、一人ひとりの人権や人格を尊重する意識の浸透を図ります。	—
⑫人権相談 （健康福祉課）	人権に関する様々な悩み等について、船橋人権擁護委員協議会の人権擁護委員による人権相談の場を提供します。	—

施策② 多様な性の尊重

自分の性が多様な性のあり方の一つというSOGI（ソジ・ソギ）の認識を周知し、偏見のない誰もが尊重される社会を目指します。

【取組事業】

事業13	多様な性への理解促進
事業概要	SOGIの視点や多様な性の理解促進に努めるとともに、パートナーシップ制度等の周知を図ります。また、各種書式における性別記載欄の見直しを進めます。
所管課	男女共同参画センター

事業14	子どもへの啓発活動
事業概要	子どもたちが性の多様性についての正しい知識を得られるよう情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター

コラム

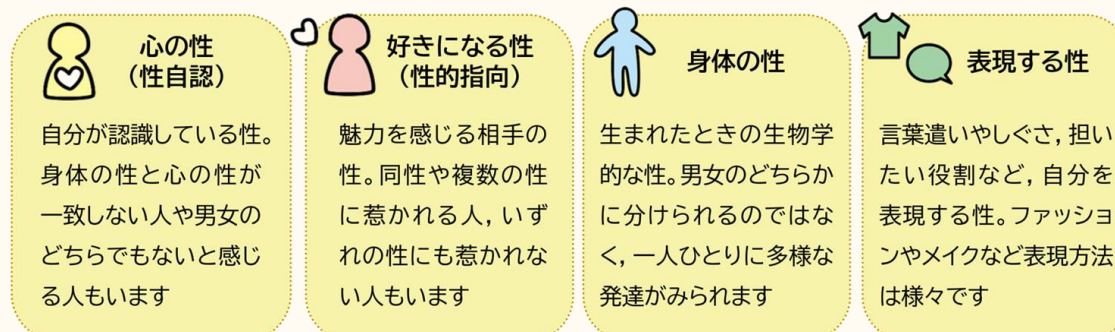
●SOGI（ソジ・ソギ）

SOGI（ソジ・ソギ）は、性的指向（セクシュアル オリエンテーション Sexual Orientation）と性自認（ジェンダー アイデンティティー Gender Identity）の頭文字をとった言葉です。LGBTQのように性的マイノリティという特定の人を表すのではなく、SOGIはすべての人の性のあり方に関わる概念であり、備わっている要素です。

【性のあり方は多様です】

性は「心の性(性自認)」「好きになる性(性的指向)」「身体の性」「表現する性」の4つの要素の組み合わせから形作られています。この4つの要素は、男女にはっきりと分けられるものではなく、人によって違うことから、性のあり方は多様です。

【性を構成する主な4つの要素】



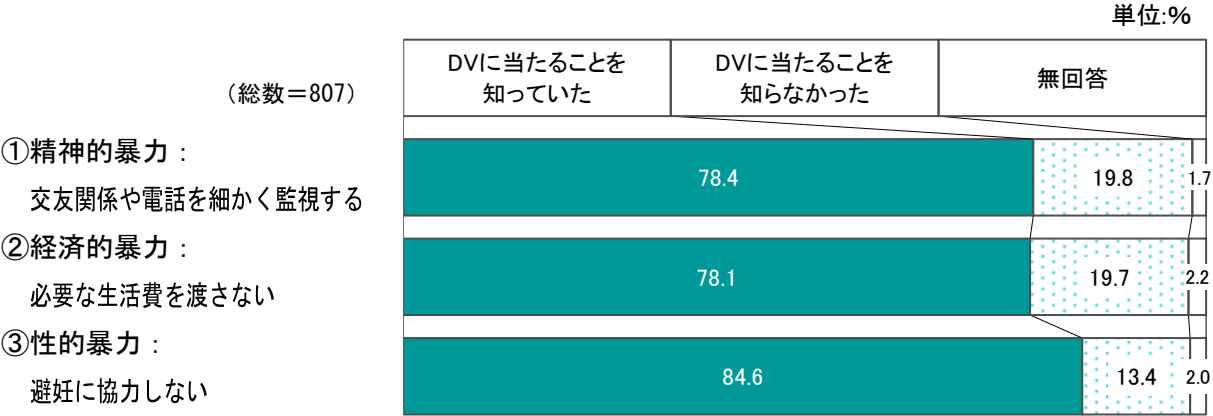
課題（２） DVの防止と支援体制の整備

令和5年度に実施した市民アンケートでは、精神的暴力・経済的暴力・性的暴力がDVに当たることを知っていたという回答が、精神的暴力で78.4%、経済的暴力で78.1%、性的暴力で84.6%となっており、多くの市民がDVには身体的暴力以外も含まれることを理解しています【図2-4】。しかし、精神的暴力については、29歳以下が他の年代に比べ認知が低く、DVに当たることを知らなかったという回答が男女ともに30%を超えています【図2-5】。

本市のDV相談件数は平成30年度の49件から令和2年度の136件と増加を続けており、令和2年度以降は各年度100件以上となっています【図2-6】。令和5年度の全国調査（内閣府「男女間における暴力に関する調査」）では、結婚したことのある女性の約4人に1人がDV被害者であり、中には何度も暴力を受けたという人もいます。しかし、被害者のうち相談窓口で被害を相談した人は52.8%で、そのほかの被害者は相談ができていません。

自身や身近な人が受けている暴力行為がDVに当たると認識していない場合、支援につながらないまま被害が深刻化する危険があります。すべての年代でDVやデートDVが正しく理解されるよう、情報発信を行います。また、被害者や周囲の人にとって相談窓口が身近になるよう、関係機関と連携し周知を図ります。

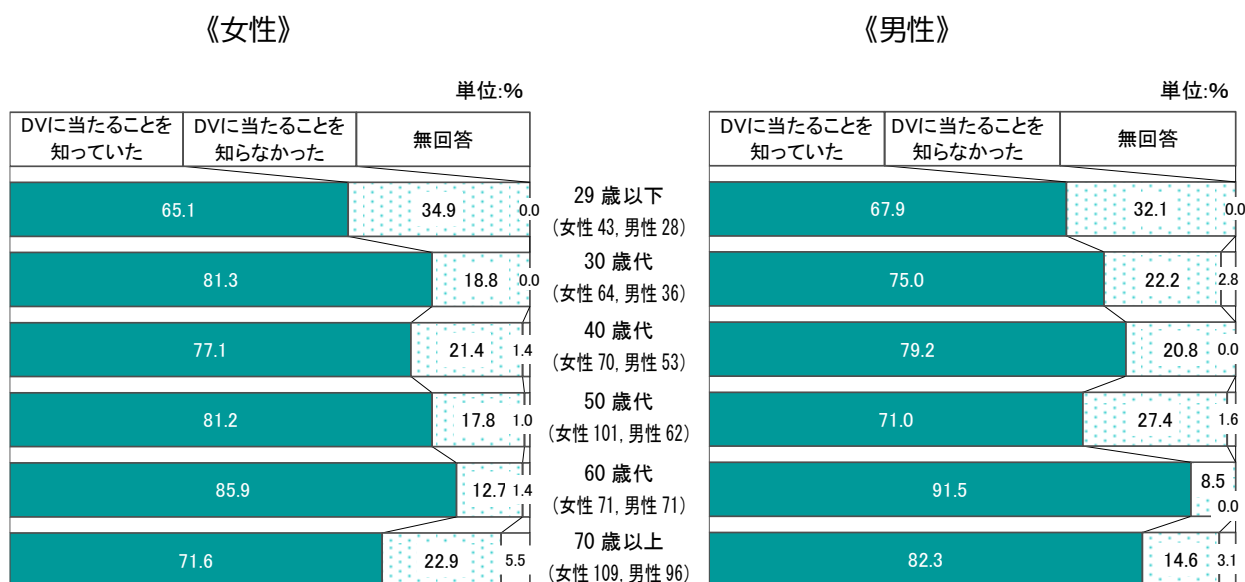
【図2-4 身体的な暴力以外のDVの認知】



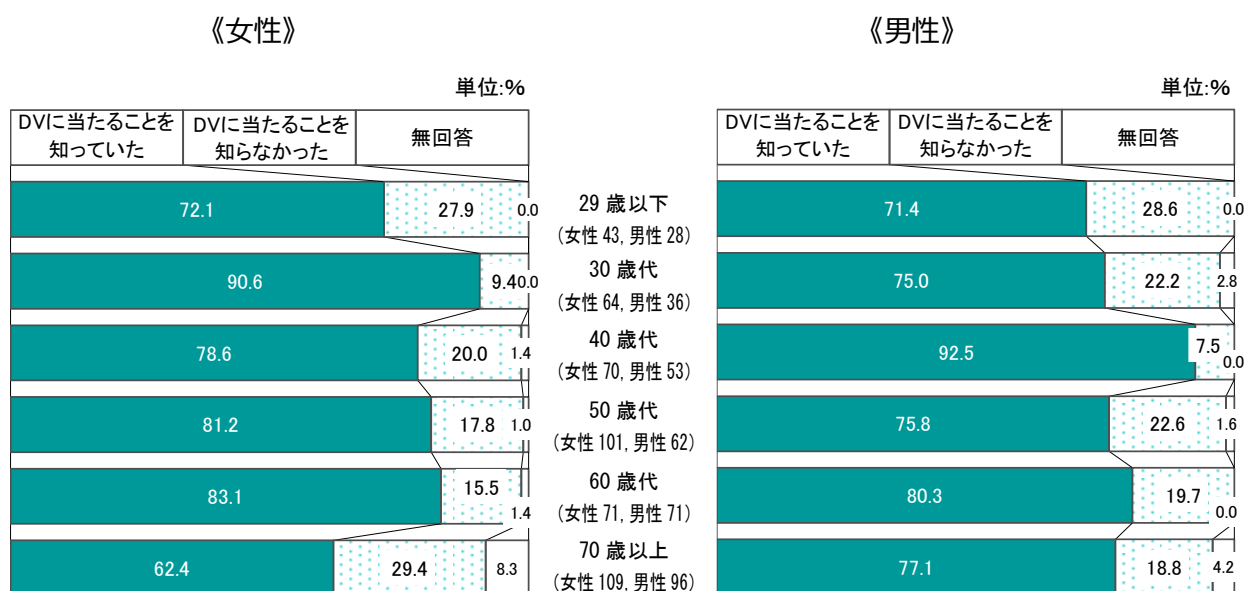
資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 2-5 身体的な暴力以外のDVの認知（性・年代別）】

①精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する

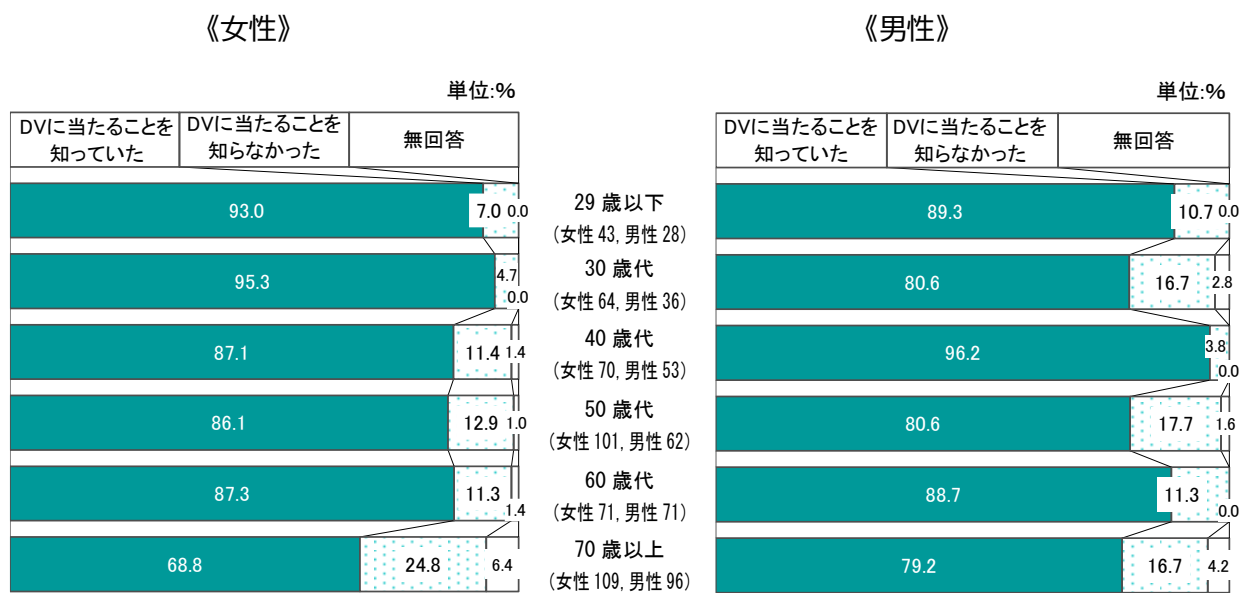


②経済的暴力：必要な生活費を渡さない



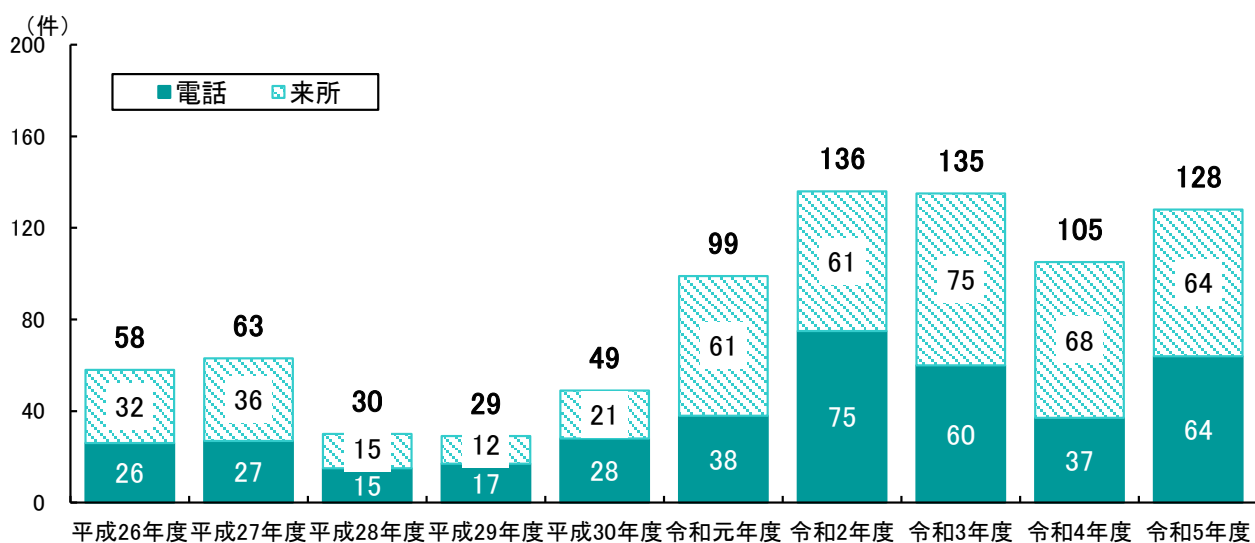
資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

③性的暴力：避妊に協力しない



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図2-6 DV相談の件数の推移】



資料：千葉県

施策① DVを無くすための取組強化

DV等の根絶を目指し、いかなる暴力も許さないという意識づくりに取り組みます。

【取組事業】

事業15	DVの根絶に向けた啓発事業の実施
事業概要	DVが人権侵害や犯罪であることを広く市民に周知し、相談窓口についての情報を発信することで問題の早期解決につなげます。
所管課	男女共同参画センター

事業16	次世代への啓発活動
事業概要	交際中のカップルの中で起こる「デートDV」が暴力であることや、自分を大事にする生き方を選ぶことの大切さを周知します。
所管課	男女共同参画センター

【既存の関連事業】

事業名（所管課）	事業概要	関連計画
⑬ハラスメント防止に向けた取組の実施（職員課）	職場のハラスメントを防止するためにアンケート調査を定期的実施し、実態を把握するとともに、ハラスメントに関する苦情相談窓口について周知徹底します。	—
⑭事業所への意識啓発（商工観光課）	職場におけるハラスメント防止に関する情報提供による意識啓発を行います。	—
⑮児童・生徒等への意識啓発（教育センター・青少年センター）	子どもたちが、コミュニティサイトやSNSなどを通じた暴力の当事者にならないよう、デジタル・シティズンシップ教育※ ⁹ を推進し、デジタル技術を自律的に活用できる児童生徒の育成を目指します。	八千代市学校教育推進計画

※9 デジタル・シティズンシップ教育

インターネットやインターネット上のメディアを使用する際の責任ある行動を促すことを目的とした教育。

施策② 相談支援体制の整備

既存の相談事業を継続し、さらに関係機関との連携を図ります。

【取組事業】

事業 17	相談による支援
事業概要	DV被害者の意向を尊重しながら、安全確保や自立に至るまでの相談支援を行います。
所管課	福祉総合相談課

事業 18	関係機関との連携
事業概要	DVに関わる機関（千葉県女性サポートセンターなど）との情報交換・連携を図ることにより支援体制の充実に努めます。また、子どもがいる世帯では、DVは子どもへの心理的な虐待に当たり、児童虐待の深刻化を招く恐れがあることから、関係する機関と連携して支援を行います。
所管課	福祉総合相談課、子ども相談センター



目標
3

自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

誰もが自分らしく健やかに暮らすことのできる社会を目指します。また、本市では、課題(3)「いきいきと暮らすことのできる環境の整備」を、困難女性支援法に基づく「市町村基本計画」として位置付けます。

八千代市困難な問題を抱える女性への支援基本計画

女性は生活上の様々な困難に直面しやすく、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他様々な事情により、複合的でより複雑化する傾向があります。日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性や、そのおそれのある女性への多様な支援を図ります。

■数値目標

項 目	現状 (令和5年度)	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	53.7%	70.0%
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	18.2%	40.0%

市民アンケート調査等結果

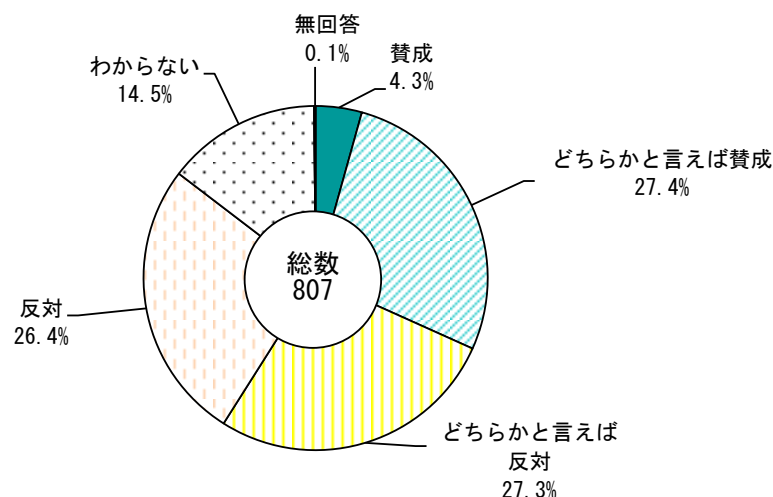
課題（１） ジェンダー平等の意識づくり

令和５年度に実施した市民アンケートでは、「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」という考え方（固定的性別役割分担意識）について「反対・どちらかといえば反対」と回答した市民が53.7%で、「賛成・どちらかといえば賛成」の31.7%を上回っています【図3-1】。

学校教育の場における男女の地位については、66.7%が平等であると回答しています。しかし、「政治」「政府や企業での重要な意思決定の場」「慣習・しきたり」といった分野における男女の地位について、女性に比べ男性が優遇されていると感じている人が依然として多く、こうした傾向は令和元年度の前回調査を上回っています【図3-2】。

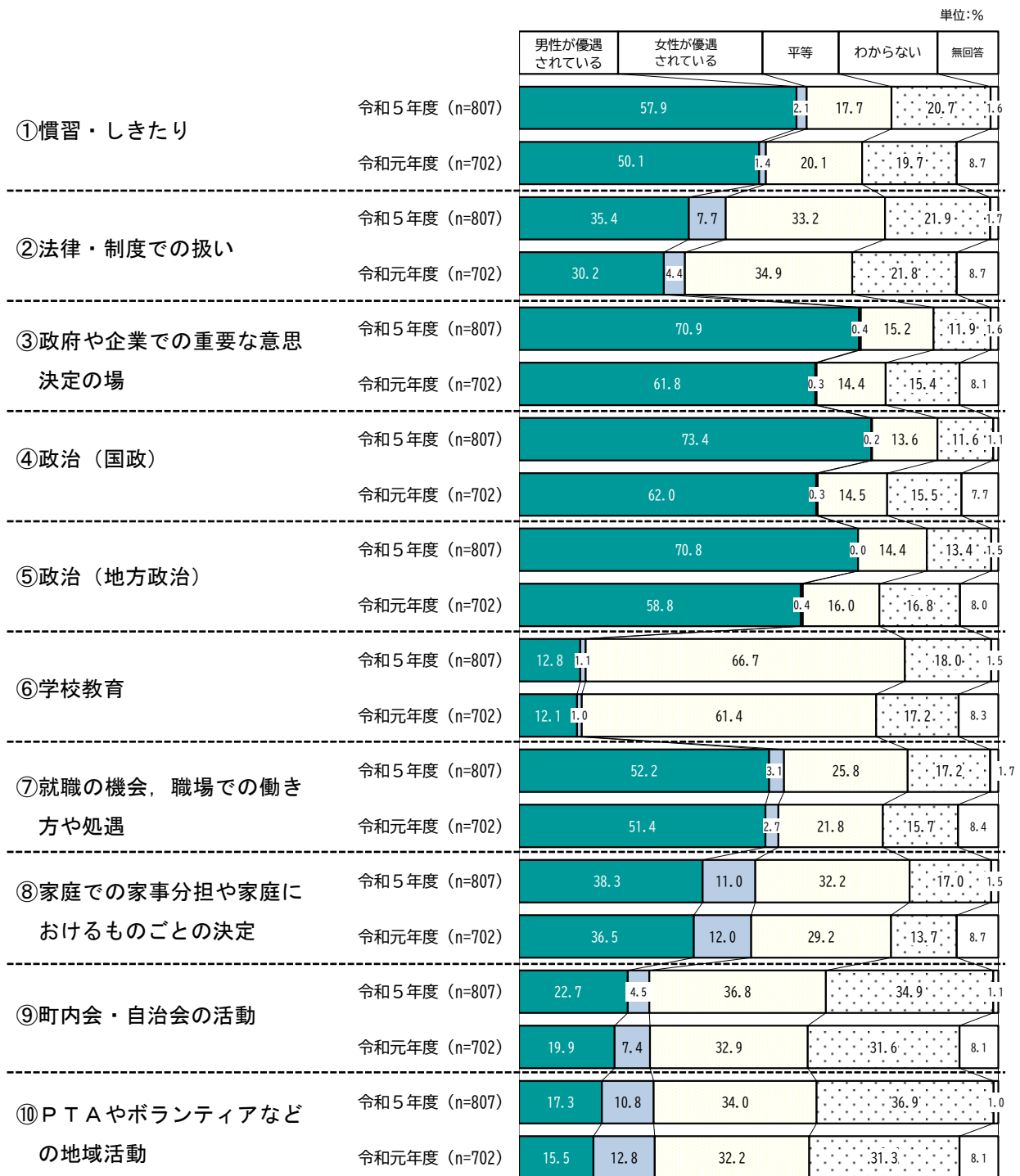
様々な人を認め合い尊重する「ダイバーシティ」や、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標の一つである「ジェンダー平等を実現しよう」に対する理解が広がっています。ジェンダー平等の実現に向けて、社会に根強く残る男女の不平等を解消するため、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をなくすための意識啓発を図ります。

【図3-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」という考え方について】



資料：令和５年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

【図 3-2 男女の地位の平等感】



資料：令和5年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 固定的な役割分担意識の解消

社会に残っている昔からの性別役割分担意識などの是正を図り、ジェンダー平等の実現に向け取り組みます。

【取組事業】

事業 19	市ホームページや情報メール等による情報発信
事業概要	市の情報ツールを積極的に活用してタイムリーに情報発信を行い、意識の啓発を図ります。
所管課	男女共同参画センター

事業 20	図書館・公民館等との連携
事業概要	男女共同参画に関連した事業を行うなど、連携した啓発を行います。
所管課	図書館、公民館、男女共同参画センター

事業 21	市事業の表現に関わる男女共同参画視点での情報提供
事業概要	市の事業等に性別役割分担に結び付く表現が含まれないよう、男女共同参画の視点からの情報を発信します。
所管課	男女共同参画センター

施策② 教育におけるジェンダー平等の推進

自分の身近にある性別役割分担などへの気づきを促し、ジェンダー平等の意識づくりを進めます。

【取組事業】

事業 22	児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり
事業概要	リーフレットやパネル等を活用し、ジェンダー平等について児童生徒が認識を持つきっかけをつくります。あわせて、学生向けの効果的な情報提供について検討します。
所管課	男女共同参画センター，指導課

事業 23	教職員研修の実施
事業概要	ジェンダー平等を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう，教職員に対し研修等による意識の醸成を図ります。
所管課	指導課

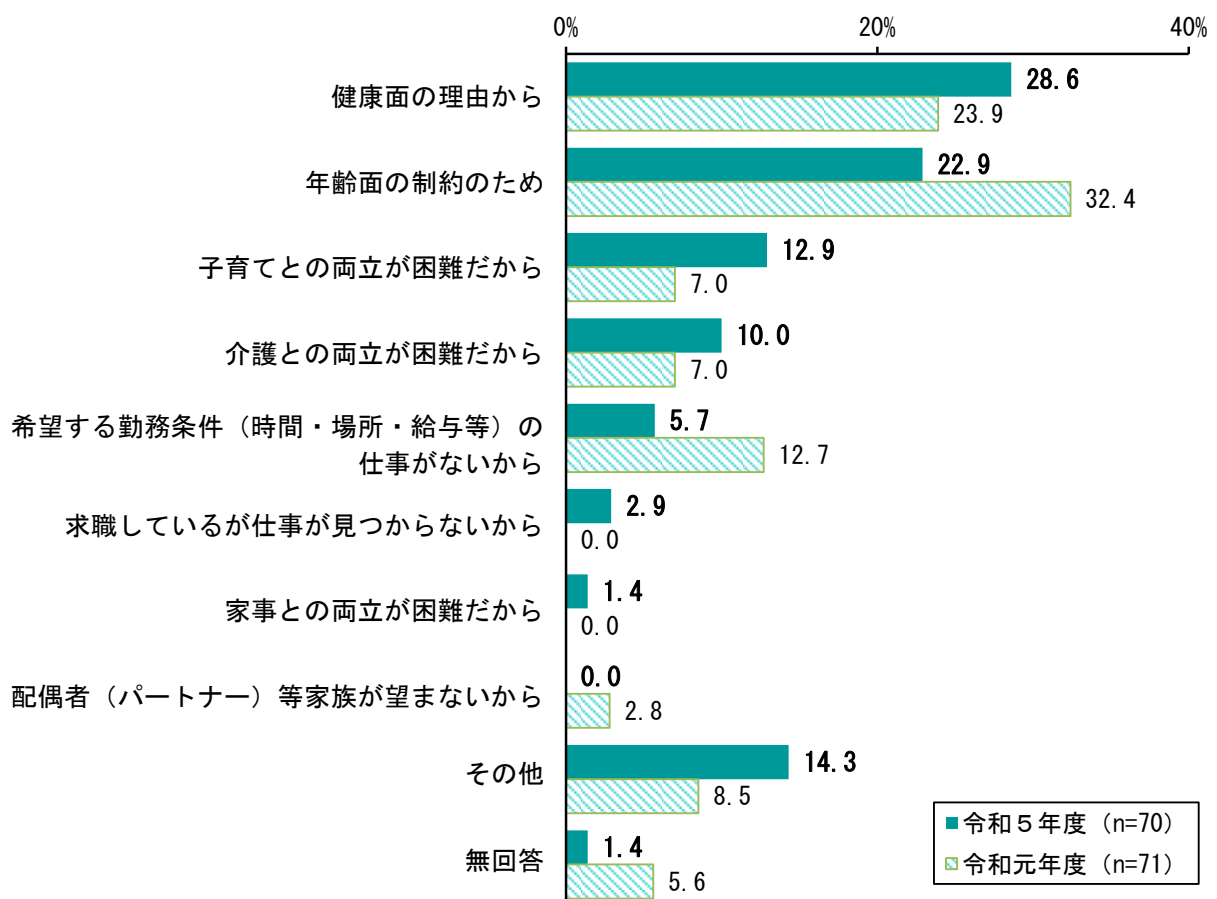
事業 24	個性を伸ばす保育の実践
事業概要	性別に捉われないことのない，個性と能力を生かした保育を行います。
所管課	子ども保育課



課題（２） ライフステージに応じた健康支援

令和５年度に実施した市民アンケートでは、「就労を希望するが就労できない人の理由」として「健康面の理由から」が28.6%で最も多くなっています【図 3-3】。自分らしく生きていくためには、仕事と健康の両立を図り、心と身体の健康に対する正しい知識と支援が必要となります。女性は、男性と比べ、生涯を通じてライフステージごとに、心身の状態が大きく変化するという特性があることから、個々の状況に応じた健康課題への理解を深めるための情報提供を行います。

【図 3-3 就労を希望する家事専業または無職の人が就労できない最も大きな理由】



資料：令和５年度八千代市の男女共同参画に関する市民アンケート結果報告書

施策① 健康を維持するための情報提供

心身の健康についての正しい知識・情報を提供することで、ライフスタイルに合わせ、主体的に健康維持に取り組めるよう支援します。

【取組事業】

事業 25	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識啓発
事業概要	関係部署等と連携し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター，母子保健課

事業 26	生涯を通じた女性特有の健康課題に配慮した支援
事業概要	ライフステージに合わせた健康に関する情報提供を行います。
所管課	男女共同参画センター，健康づくり課

事業 27	児童生徒等への性教育の実施
事業概要	小中義務教育学校における性教育の推進を図ります。
所管課	保健体育課

コ ラ ム**●リプロダクティブ・ヘルス／ライツ**

1994年にエジプト・カイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。

【リプロダクティブ・ヘルスとは】

性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられることです。

【リプロダクティブ・ライツとは】

自分の身体に関することを自分自身で選択し、決められる権利のことです。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠・出産、更年期障害、また、性暴力など、様々な問題を幅広く含んでいます。すべての人が正しく性の知識を得ることが大切です。

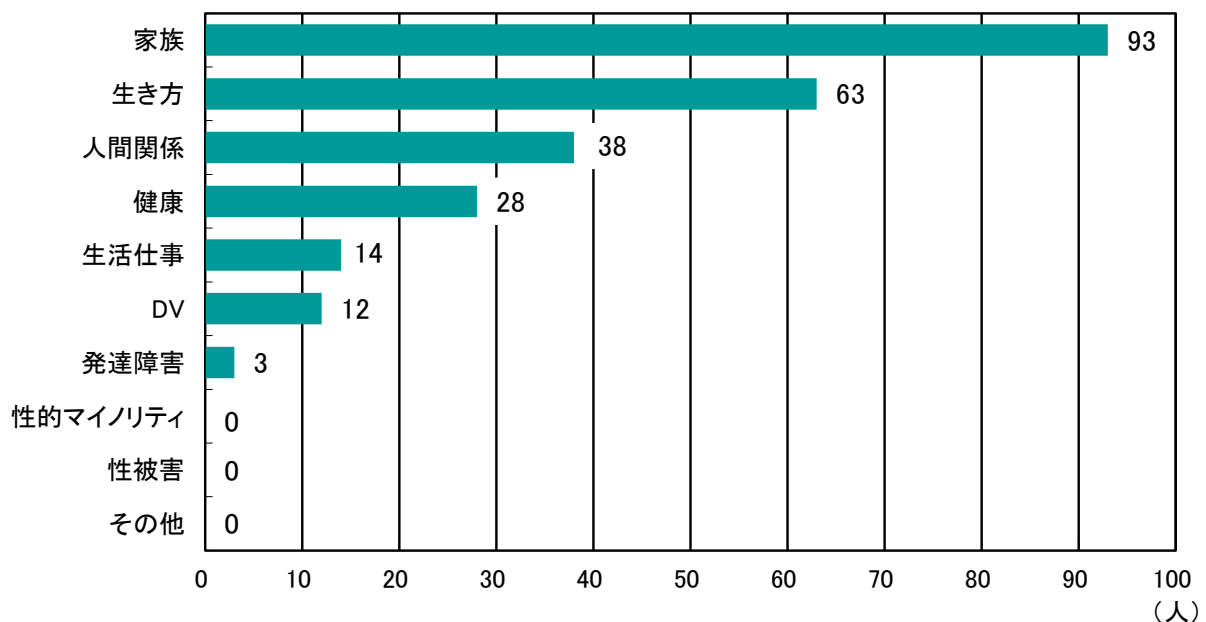
課題（3） いきいきと暮らすことのできる環境の整備

女性サポート相談については、相談者自らが問題を解決できるよう、女性専門相談員による支援を行っています。相談内容としては家族，生き方，人間関係，健康が多くなっています。

貧困等生活上の困難に直面する女性は、暴力による被害や精神的な困難などが複合的に発生していることがあり、自ら支援を求めることが難しい状況も多く、様々な機会を通じた支援が必要です。

困難な問題を抱える女性が適切な支援を受けられるよう、体制を整備します。また、女性の悩みに寄り添い、関係機関との連携を図ります。

【図 3-4 女性サポート相談の内容別内訳】



※ 相談内容は、相談件数1件につき複数の内容あり

資料：八千代市(令和5年度)

施策① 困難な問題を抱える女性への支援

関係機関による連携体制を整備し、困難を抱える女性を支援します。

【取組事業】

事業 28	生活困窮者への支援
事業概要	複合的な課題を把握し、解決に向けた包括的な支援を行います。
所管課	福祉総合相談課，健康福祉課，子ども福祉課

事業 29	多様な連携による支援
事業概要	重層的支援会議等の実施により、多機関連携による支援を行います。
所管課	福祉総合相談課，子ども福祉課，子ども相談センター

施策② 一人ひとりの悩みに応じた相談支援

様々な悩みを抱える女性への相談支援を行います。

【取組事業】

事業 30	女性のための相談の実施
事業概要	様々な悩みを抱える女性に向けた相談事業を実施します。
所管課	男女共同参画センター

事業 31	相談窓口の周知
事業概要	各種媒体を活用し、相談窓口の周知を行います。
所管課	男女共同参画センター

目標
4

みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

市民，団体，事業者などと行政が連携を図り，様々な意見や情報を取り入れながら，本プランを推進します。

■数値目標

項 目	現状	目標
第3次やちよ男女共同参画プランにおいて，達成できた事業の割合	—	100%



課題(1) 連携体制の構築

男女共同参画に関する課題は社会の広範囲にわたることから、本プランに位置付けた課題の解決のためには、庁内関係部署との連携はもとより、市民をはじめ、国・県・近隣自治体など、多様な主体との連携が重要となります。

「やちよ男女共同参画プラン懇話会」や、男女共同参画センターの関係団体など、多くの市民と連携することで、多様な意見を取り入れ、幅広い層を対象にした取組事業の充実を目指します。また、新しい情報を得やすい環境をつくり、常に社会情勢を把握していくことで、市民ニーズの変化にも速やかに対応できる柔軟な体制の構築を図ります。

施策① 庁内組織の活用

全庁的な男女共同参画の推進を図ります。

【取組事業】

事業 32	庁内推進体制の充実
事業概要	推進会議による推進体制の強化を図ります。
所管課	男女共同参画センター

施策② 国・県・近隣自治体との連携

国・県・近隣自治体と連携することで、効果的な事業の推進を図ります。

【取組事業】

事業 33	国・県・他市町村との情報交換
事業概要	国・県などが開催する会議や説明会等に参加し、他市町村との情報交換を積極的に行ってネットワークの構築を図ります。
所管課	男女共同参画センター

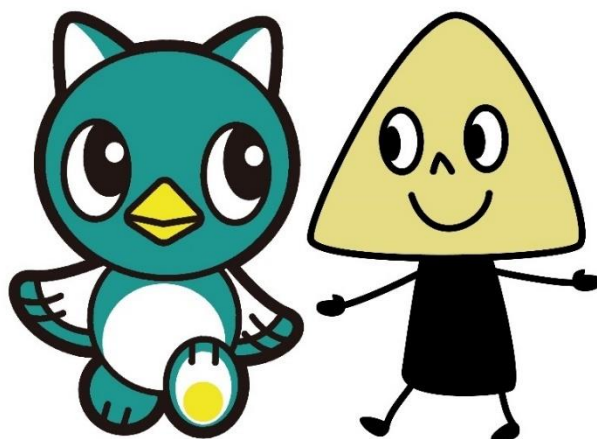
施策③ 市民や関係機関との連携

市民や関係機関との連携を図り、意見を収集し、各施策に反映させます。

【取組事業】

事業 34	市民参加の推進
事業概要	やちよ男女共同参画プラン懇話会や、男女共同参画センターの支援団体等との連携によって市民参加の推進を図り、意見の収集を行います。
所管課	男女共同参画センター

事業 35	関係機関との連携
事業概要	関係機関と連携し、事業の推進を図ります。
所管課	男女共同参画センター



「やっち」

「ナイスさんかく」

課題(2) 進行管理の充実

取組が着実に実行され、計画が効果的に推進されているか確認するために、定期的に進捗状況調査を実施して、その結果を公表します。また、本プランに位置付けた各取組事業の進捗状況を定期的に確認し、改善につなげます。

施策① 意識調査の実施

定期的に意識調査を実施して状況を把握し、各施策の方向性を確認します。

【取組事業】

事業 36	市民・事業所・職員等を対象とした意識調査の実施
事業概要	男女共同参画に関する定期的な意識調査を実施し、その結果を事業の推進に活用します。
所管課	男女共同参画センター

施策② 計画推進のための進行管理

計画の実効性を高めるために、進捗状況を管理評価します。

【取組事業】

事業 37	進捗状況調査の実施と評価
事業概要	効果的な計画の進行管理を実施するとともに、庁内会議や「やちよ男女共同参画プラン懇話会」の意見を反映して計画の推進を図ります。
所管課	男女共同参画センター

事業一覧

目標1 共に作り出す「誰もが活躍できるまち」

課題	施策	事業	所管課
(1) 女性の活躍推進	①政策・方針決定過程への女性の参画	取組事業	1 審議会等における女性参画の推進
		既存の関連事業	2 女性職員のキャリア育成支援
	②働く場における女性活躍の推進	取組事業	① 公募委員における女性の登用促進
		既存の関連事業	3 女性の就労や再就職への支援
		取組事業	4 女性のエンパワーメントの推進
		既存の関連事業	② 職員採用試験における女性志望者の拡大
		取組事業	③ 職域の拡大によるキャリアアップ支援
		既存の関連事業	④ 創業支援
(2) 職場と家庭における男女共同参画	①生活と仕事を両立できる環境づくり	取組事業	5 関係機関と連携した情報提供
		既存の関連事業	⑤ 時間外勤務の縮減
		取組事業	⑥ 育児休業を取得しやすい環境の整備
	②家庭における男女共同参画	取組事業	6 男性の家事への参画促進
		既存の関連事業	7 男性の子育て参画促進
		取組事業	⑦ ニーズに合わせた保育事業の充実
		既存の関連事業	⑧ 親子のふれあいや交流機会の充実
		取組事業	8 男女共同参画の視点から取り組む防災・復興情報の提供
(3) 防災・復興における男女共同参画	①様々な視点を取り入れた防災対応の充実	取組事業	9 女性の防災分野への参画の促進
		既存の関連事業	10 職員への情報発信と意識啓発
		取組事業	⑨ 女性消防団への支援
		既存の関連事業	⑩ 女性消防団との連携
		取組事業	11 ジェンダー平等の周知と啓発
		既存の関連事業	12 職員の意識啓発

目標2 互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

課題	施策	事業	所管課
(1) 人権の尊重	①一人ひとりを大切にする意識づくり	取組事業	11 ジェンダー平等の周知と啓発
		既存の関連事業	12 職員の意識啓発
	②多様な性の尊重	取組事業	① 人権啓発活動活性化事業
		既存の関連事業	② 人権相談
		取組事業	13 多様な性への理解促進
		既存の関連事業	14 子どもへの啓発活動
(2) DVの防止と支援体制の整備	①DVを無くすための取組強化	取組事業	15 DVの根絶に向けた啓発事業の実施
		既存の関連事業	16 次世代への啓発活動
		取組事業	⑬ ハラスメント防止に向けた取組の実施
		既存の関連事業	⑭ 事業所への意識啓発
	②相談支援体制の整備	取組事業	⑮ 児童・生徒等への意識啓発
		既存の関連事業	17 相談による支援

目標3 自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

課題	施策		事業	所管課
(1) ジェンダー平等の意識づくり	①固定的な役割分担意識の解消	取組事業	19 市ホームページや情報メール等による情報発信	男女共同参画センター
			20 図書館・公民館等との連携	図書館 公民館 男女共同参画センター
			21 市事業の表現に関わる男女共同参画視点での情報提供	男女共同参画センター
	②教育におけるジェンダー平等の推進	取組事業	22 児童生徒等のジェンダー平等の意識づくり	男女共同参画センター 指導課
			23 教職員研修の実施	指導課
			24 個性を伸ばす保育の実践	子ども保育課
(2) ライフステージに応じた健康支援	①健康を維持するための情報提供	取組事業	25 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発	男女共同参画センター 母子保健課
			26 生涯を通じた女性特有の健康課題に配慮した支援	男女共同参画センター 健康づくり課
			27 児童生徒等への性教育の実施	保健体育課
(3) いきいきと暮らすことのできる環境の整備	①困難な問題を抱える女性への支援	取組事業	28 生活困窮者への支援	福祉総合相談課 健康福祉課 子ども福祉課
			29 多様な連携による支援	福祉総合相談課 子ども福祉課 子ども相談センター
	②一人ひとりの悩みに応じた相談支援	取組事業	30 女性のための相談の実施	男女共同参画センター
			31 相談窓口の周知	男女共同参画センター

目標4 みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

課題	施策		事業	所管課
(1) 連携体制の構築	①庁内組織の活用	取組事業	32 庁内推進体制の充実	男女共同参画センター
	②国・県・近隣自治体との連携	取組事業	33 国・県・他市町村との情報交換	男女共同参画センター
	③市民や関係機関との連携	取組事業	34 市民参加の推進	男女共同参画センター
			35 関係機関との連携	男女共同参画センター
(2) 進捗管理の充実	①意識調査の実施	取組事業	36 市民・事業所・職員等を対象とした意識調査の実施	男女共同参画センター
	②計画推進のための進捗管理	取組事業	37 進捗状況調査の実施と評価	男女共同参画センター

数値目標一覧

目標1 共に作りだす「誰もが活躍できるまち」

項 目	現状 (令和5年度末)	目標
市の審議会等の女性委員割合	32.8%	40.0%

目標2 互いに認め合う「一人ひとりが尊重されるまち」

項 目	現状 (令和5年度)	目標
次のような行為をDVと認識する人の割合		
・精神的暴力：交友関係や電話を細かく監視する	78.4%	すべての項目 において 100%
・経済的暴力：必要な生活費を渡さない	78.1%	
・性的暴力：避妊に協力しない	84.6%	

市民アンケート調査結果

目標3 自分らしく生きる「いきいきと暮らせるまち」

項 目	現状 (令和5年度)	目標
「夫は外で働き、妻は家庭を守る方がよい」の考えに反対する市民の割合	53.7%	70.0%
性別にとらわれず多様な生き方・働き方を選択できると感じている市民の割合	18.2%	40.0%

市民アンケート調査等結果

目標4 みんなで推進する「人と組織が連携して活動するまち」

項 目	現状	目標
第3次やちよ男女共同参画プランにおいて、達成できた事業の割合	—	100%

資料編

1

男女共同参画を取り巻く近年の動向

(1) 世界の動向

① 持続可能な開発目標^{エスディーゼーズ}SDGs

平成 27 (2015) 年に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダの目標である「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、2030 年までに世界各国が取り組む 17 の目標を設定しており、そのうちのひとつとして「ジェンダー平等を実現しよう」が位置付けられています。

② ジェンダー・ギャップ指数の状況

グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治・経済・学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体である世界経済フォーラム (World Economic Forum) は、経済、教育、健康、政治の 4 分野のデータから各国の男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を毎年公表しています。

日本の順位は、政治分野及び経済分野の値が特に低いことから、世界的に見ても順位が下位となっており、令和 6 (2024) 年は 146 か国中 118 位 (前年は 146 か国中 125 位) でした。この結果は主要 7 か国 (G7) の中で最低レベルであり、アジア諸国の中で見ても、韓国や中国、ASEAN 諸国を下回る順位です。

■ ジェンダー・ギャップ指数 (2024) 上位国及び主な国の順位

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.935	65	タイ	0.720
2	フィンランド	0.875	72	ベトナム	0.715
3	ノルウェー	0.875	85	モンゴル	0.705
4	ニュージーランド	0.835	87	イタリア	0.703
5	スウェーデン	0.816	94	韓国	0.696
7	ドイツ	0.810	106	中国	0.684
14	英国	0.789	117	ネパール	0.664
22	フランス	0.781	118	日本	0.663
36	カナダ	0.761	119	コモロ	0.663
43	米国	0.747	120	ブルキナファソ	0.661

■ 各分野における日本の順位とスコア

分野	令和6年の順位（スコア）	令和5年の順位（スコア）
経済	120 位（0.568）	123 位（0.561）
教育	72 位（0.993）	47 位（0.997）
健康	58 位（0.973）	59 位（0.973）
政治	113 位（0.118）	138 位（0.057）

資料：「Global Gender Gap Report 2024」（世界経済フォーラム）

（2）国の動向

① 女性活躍推進法の改正

令和4年4月施行の改正「女性活躍推進法^{※1}」では、一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大されました。

また、同年7月施行の改正「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令」「事業主行動計画策定指針」では、男女間賃金格差の更なる縮小を図るため、情報公表項目に「男女の賃金の差異」を追加するとともに、常時雇用する労働者が301人以上の一般事業主に対して、その公表が義務付けられました。

② ハラスメント対策に関する法改正

令和2年6月施行の改正「男女雇用機会均等法^{※2}」において、職場におけるセクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策の強化が図られるとともに、改正「労働施策総合推進法^{※3}」においてパワーハラスメントの防止措置が義務化されました。

③ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正

令和3年6月施行の改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、政党その他の政治団体の取組の促進（男女の候補者数の目標設定、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、セクハラ・マタハラなどへの対策等）や、国・地方公共団体における家庭生活との両立支援のための体制整備（議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など）、セクハラ・マタハラなどへの対応、実態調査、人材の育成等といった施策の強化について定められています。

※1 「女性活躍推進法」 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

※2 「男女雇用機会均等法」 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

※3 「労働施策総合推進法」 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

④ 育児・介護休業法の改正

令和4年4月から段階的に施行されている改正「育児・介護休業法^{※4}」では、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにする観点から、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務化、男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組み（産後パパ育休）の創設、育児休業の分割取得等が定められています。

また、令和7年4月から段階的に施行される予定の改正「育児・介護休業法」では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにする観点から、子の看護休暇の見直し、所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大、短時間勤務制度（3歳未満）の代替措置にテレワークを追加、育児休業の取得状況の公表義務の対象拡大（常時雇用する労働者が1,001人以上から301人以上の事業主に拡大）、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化（家族を介護する労働者に対し事業主が講じる措置としてテレワークを追加）、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置と個別の周知・意向確認等が定められています。

⑤ 性をめぐる問題に関する法整備

アダルトビデオ（AV）出演により、出演者の心身や私生活において将来にわたり取り返しの付かない重大な被害が生じている現状を踏まえ、令和4年6月に「AV出演被害防止・救済法^{※5}」が施行されました。性をめぐる個人の尊厳を守る法律で、出演者の性別・年齢を問わずAV出演契約を無力化するルールやAVの公表の差止請求、事業者への罰則を定めています。

令和5年7月施行の改正刑法では、強姦性交等罪の罪名を「不同意性交等罪」に変更し、同意がない性行為は犯罪になり得ることが明確化されるとともに、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間の延長等が定められました。併せて施行された「性的姿態撮影等処罰法^{※6}」では、性的姿態等撮影罪等の規定が整備されました。

※4 「育児・介護休業法」 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

※5 「AV出演被害防止・救済法」 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に資するための出演契約等に関する特則等に関する法律

※6 「性的姿態撮影等処罰法」 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の映像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

⑥ 性的少数者に関する法整備

令和5年6月施行の「LGBT理解増進法^{※7}」では、性的指向及びジェンダーアイデンティティに関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指し、多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進するものです。国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

⑦ DV防止法の改正

令和6年4月施行の改正「DV防止法^{※8}」では、保護命令の対象に従来の身体的暴力のほか、言葉や態度による精神的暴力を加えることや、保護命令制度の拡充、保護命令違反の厳罰化、被害者と同居する未成年の子どもに対する電話等禁止命令の創設などが定められました。

⑧ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法整備

令和6年4月施行の「困難女性支援法（女性支援新法）^{※9}」では、女性の福祉の増進、人権の尊重などを目的にしています。女性の意思が尊重されながら最適な支援を受けられるよう、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、女性支援を実施する関係機関及び民間団体との協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること等を明記しています。

⑨ 第5次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づく基本計画として、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が令和2年12月に策定されました。この計画は、令和3年度から5年間の具体的施策を定めたもので、男女共同参画社会の実現に向けて目指すべき社会の姿として「①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」「②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」「③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」「④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会」の4点を挙げ、男女共同参画社会の形成の促進を図っています。

※7「LGBT理解増進法」 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

※8「DV防止法」 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

※9「困難女性支援法（女性支援新法）」 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

なお、令和5年12月に計画の一部変更が行われ、企業における女性登用の加速化に係る成果目標について、市場再編を踏まえた目標を設定するとともに、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月閣議決定）を踏まえ、テレワークについての成果目標が設定されました。

⑩ 国内におけるSDGs推進の取組強化

持続可能な開発目標（SDGs）に関して、令和12（2030）年までに国内外において目標を達成するための中長期的な国家戦略である「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針改定版」が令和5年12月に策定されました。これは令和元年12月に改定された指針の再改定であり、これまでの根幹的な考え方を引き継ぎつつ、各目標間の相互関連に留意しながら、具体的取組を強化・加速していく5つの重点事項（「誰一人取り残さない」包摂社会の実現など）を設定しています。人権の尊重とジェンダー平等は全ての目標において横断的に実現されるべきことに十分留意するものとしています。

（3）千葉県の動向

① 男女共同参画計画、DV防止計画の策定

県は令和3年3月に、令和3年度～7年度を計画期間とした「第5次千葉県男女共同参画計画」を策定し、「男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉の実現を目指します」を目標に、各種施策を展開しています。

令和4年3月には「DV防止法」に基づき、県のDV防止及び被害者支援のための施策に関する総合的な計画として、令和4年度～8年度を計画期間とした「千葉県DV防止・被害者支援基本計画（第5次）」を策定しています。

② 多様性尊重条例の施行

令和6年1月には、多様性を尊重することの重要性を理解し、あらゆる人々が差別を受けることなく活躍できる社会の実現を図るため、「千葉県多様性尊重条例^{※10}」を施行しました。

③ 困難女性支援計画の策定

令和6年3月には、「困難女性支援法（女性支援新法）」に基づき、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために、令和6年度～8年度を計画期間とした「千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を新たに策定しました。

※10「千葉県多様性尊重条例」 千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例

2

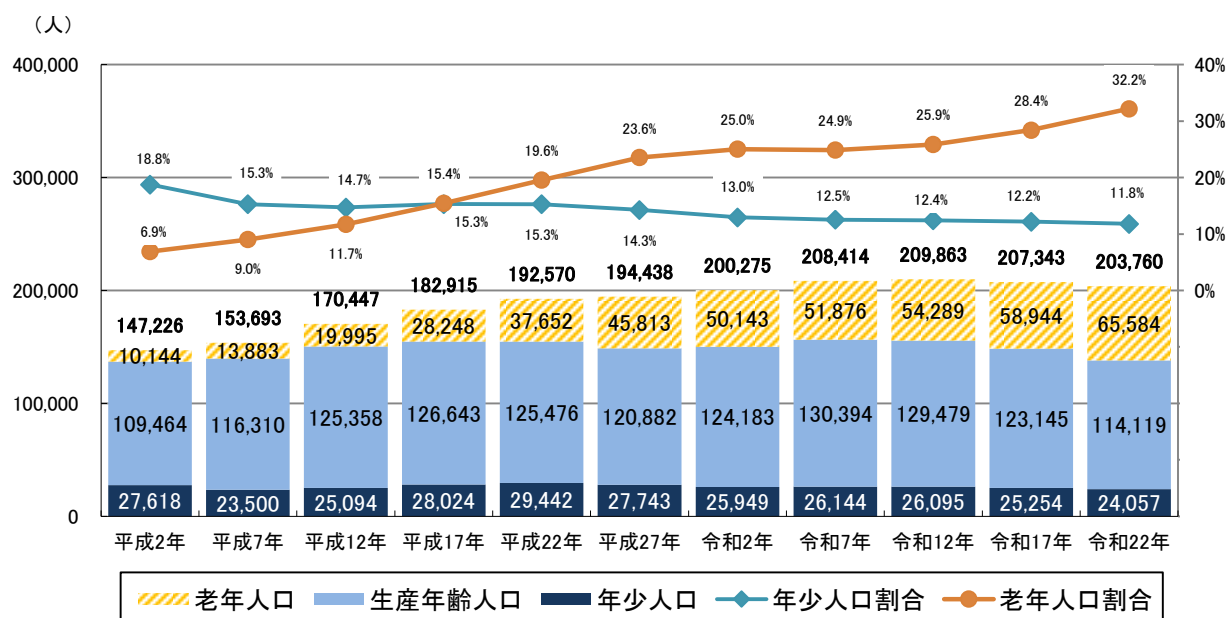
八千代市の男女共同参画を取り巻く現状等

(1) 人口の状況

本市の総人口は増加を続けており、令和2年には20万人台（200,275人）となっています。全国的には少子高齢化と人口減少が進んでいますが、本市では人口が増加傾向、老年人口割合は上昇、年少人口割合は低下傾向にあります。

八千代市人口ビジョン（令和5年改訂版）における基本推計によると、総人口は令和11年（210,267人）をピークとして減少に転じ、令和22年に203,760人となる見込みです。老年人口割合は上昇傾向が続き、令和22年には30%を超えることが予測されています。

■ 人口推移



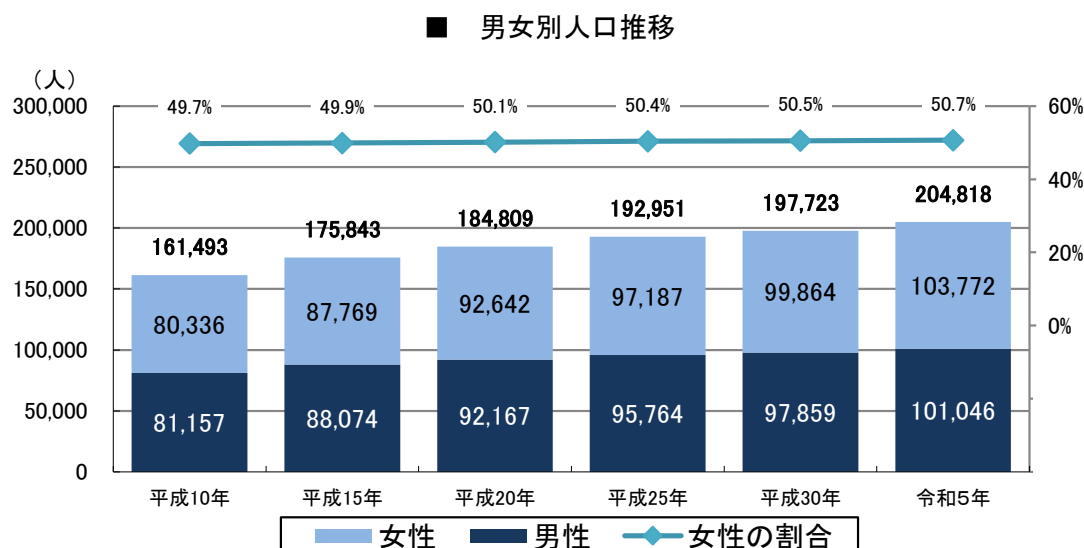
※各年3月31日現在

※平成12年以後の数値には外国人を含む

資料：住民基本台帳（令和2年以前）、

八千代市人口ビジョン（令和5年改訂版）における基本推計（令和7年以降）

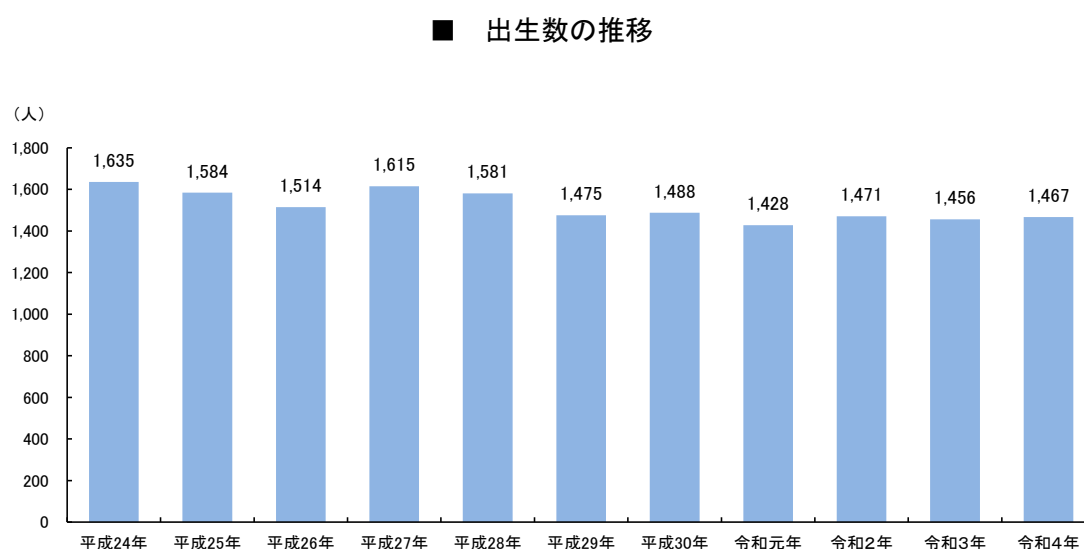
本市の人口を男女別にみると、平成 20 年以降は女性の人数が男性をやや上回っているものの、ほぼ 1 : 1 の割合で推移しています。



※各年 3 月 31 日現在

資料：住民基本台帳

本市の出生数^{※11}は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成 29 年以降は 1,500 人を下回っています。



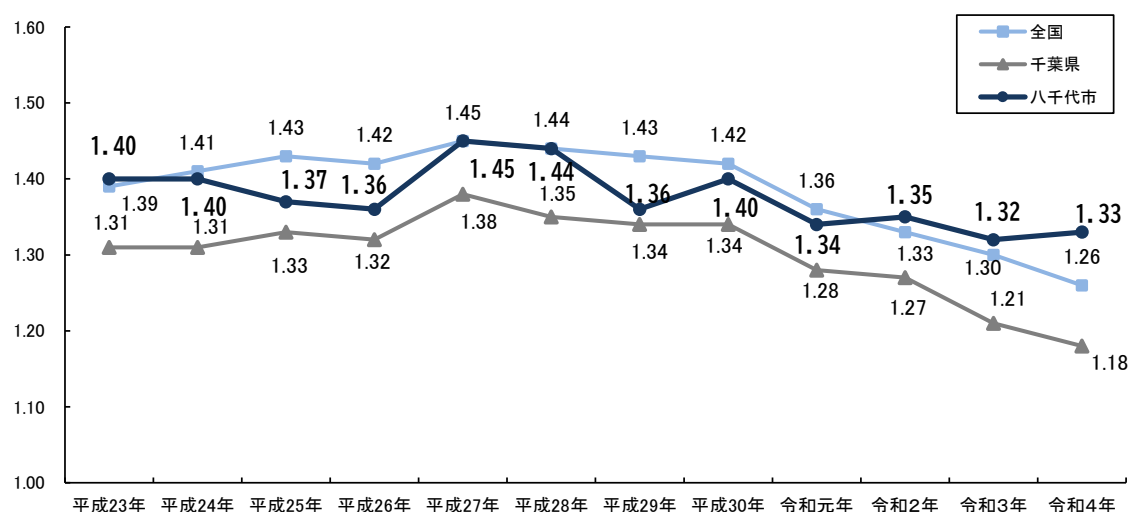
資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（総務省）

※11 出生数

調査期間中（平成 24 年までは各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、平成 25 年以降は 1 月 1 日～12 月 31 日）に、出生の届出または通知により新たに住民票に記載された人の数。

本市の合計特殊出生率※¹²は、増減を繰り返しながら低下傾向にあります。令和4年の本市の合計特殊出生率は1.33であり、令和2年以降、全国平均値及び千葉県平均値を上回っています。全国、千葉県、本市とも、人口を維持するために必要とされる値2.07を大きく下回る状態が続いています。

■ 全国、千葉県、八千代市の合計特殊出生率の推移



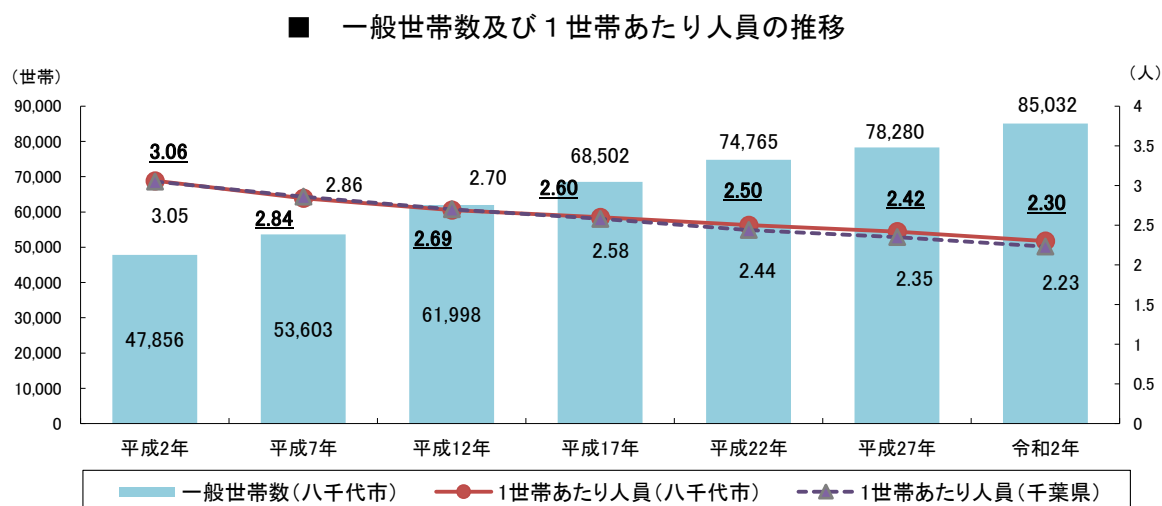
資料：千葉県衛生統計年報

※12 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(2) 世帯の状況

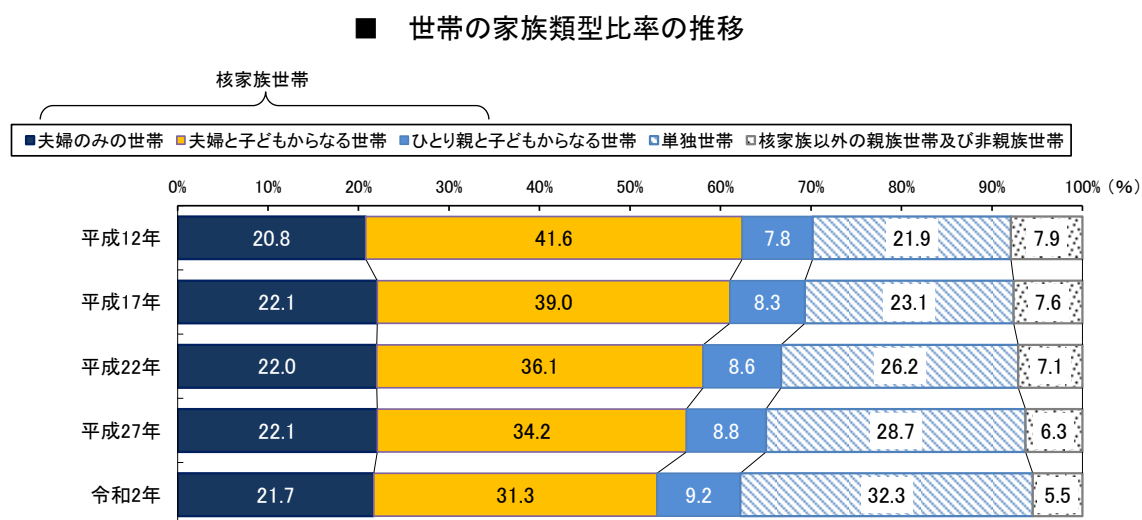
本市における一般世帯※¹³数は増加を続けていますが、1世帯あたり人員は県平均と同様に減少を続けています。令和2年の本市の1世帯あたり人員は2.30人であり、県平均をやや上回っています。



資料：国勢調査

本市の世帯の家族類型比率の推移をみると、核家族世帯は平成17年まで7割前後を占めていましたが、減少傾向にあり、令和2年には6割強となっています。単独世帯については平成12年から増加を続けており、令和2年には全体の3割強となっています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦のみの世帯が平成17年以降横ばい、ひとり親と子どもからなる世帯が微増である一方で、夫婦と子どもからなる世帯の割合は減少を続けています。



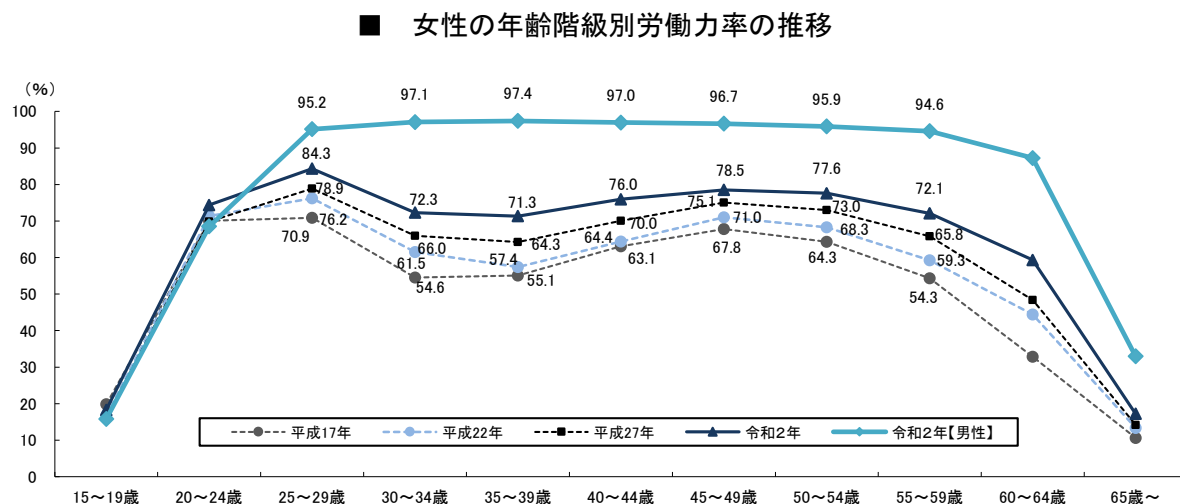
資料：国勢調査

※13 一般世帯

「施設等の世帯」(学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所などの入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者などからなる世帯)以外の世帯のこと。

(3) 就労・雇用環境

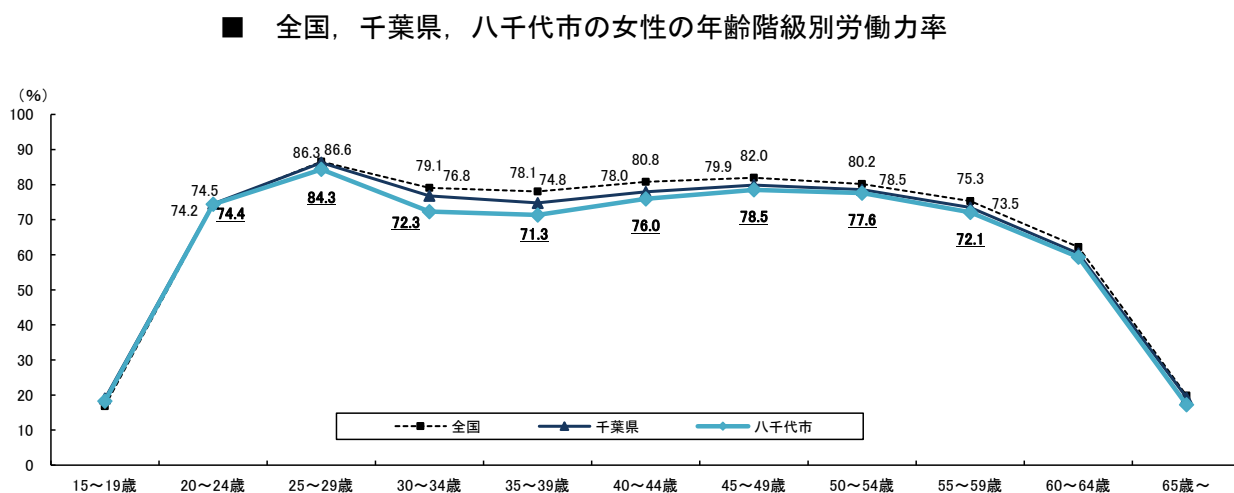
本市の女性の年齢階級別労働力率は、従来 30～39 歳を中心に比率が低い形となっています。近年、ほとんどの年代で労働力率が上昇しており、M字の状態が緩やかになってきていますが、多くの年代において男性の労働力率を大きく下回る状態となっています。



※労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査

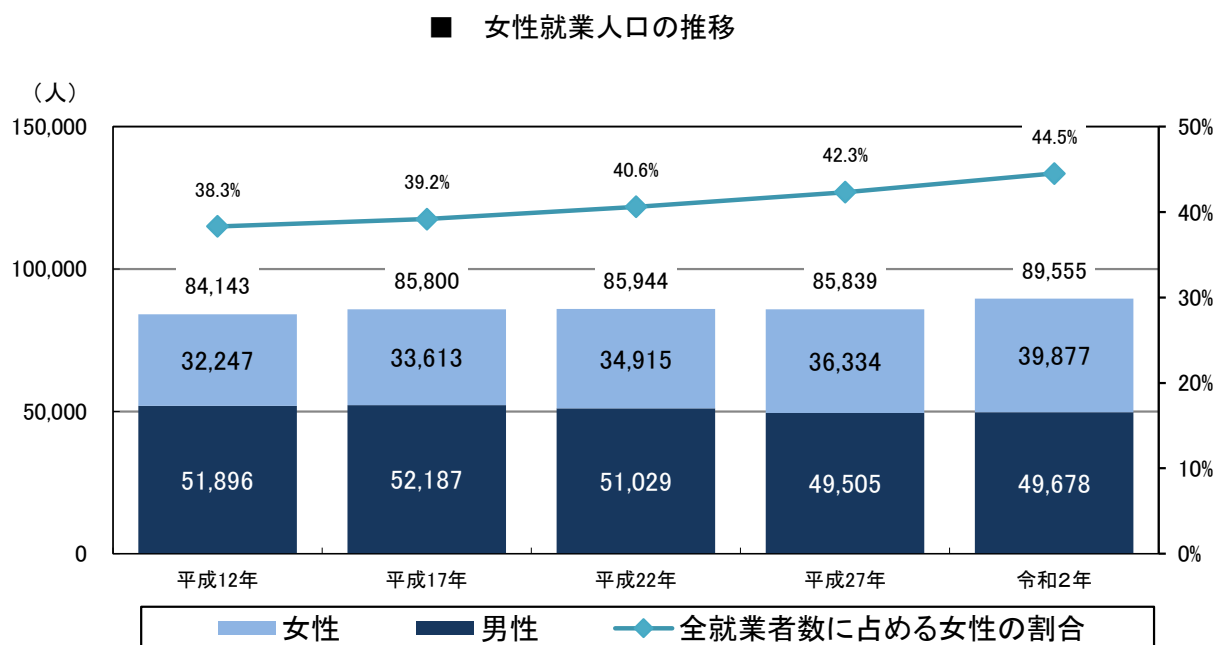
女性の年齢階級別労働力率は、全国、千葉県、本市ともM字の状態が緩やかになってきています。本市の女性の年齢階級別労働力率は、25歳以降の年代ですべて全国及び千葉県を下回っています。



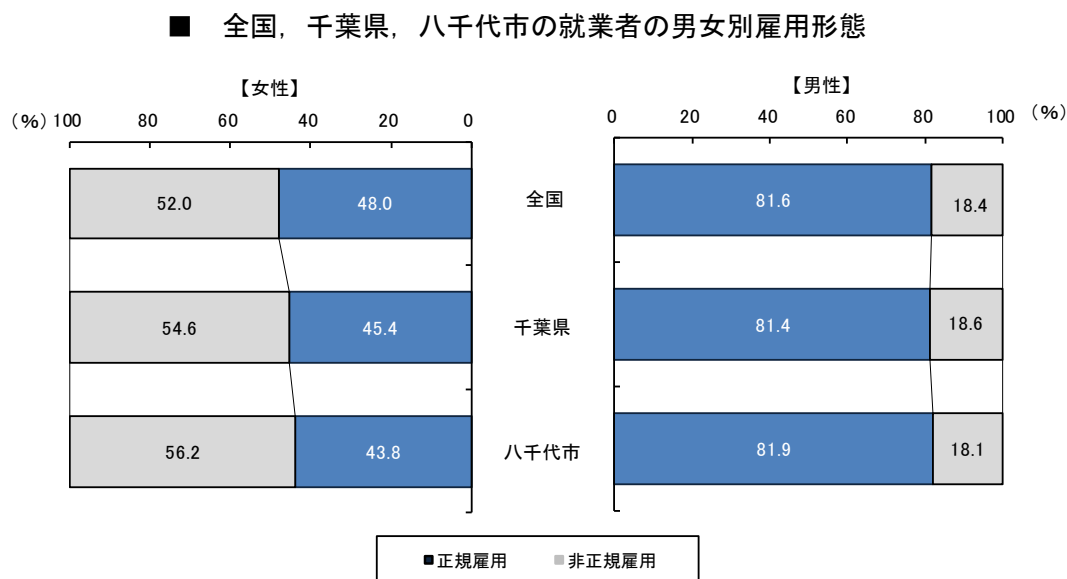
※労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

資料：国勢調査（令和2年）

本市の男性の就業者数は減少傾向にあるのに対し、女性の就業者数は平成12年以降増加しています。全就業人口に占める女性就業人口の割合は平成22年に40%に達しており、令和2年には44.5%となっています。

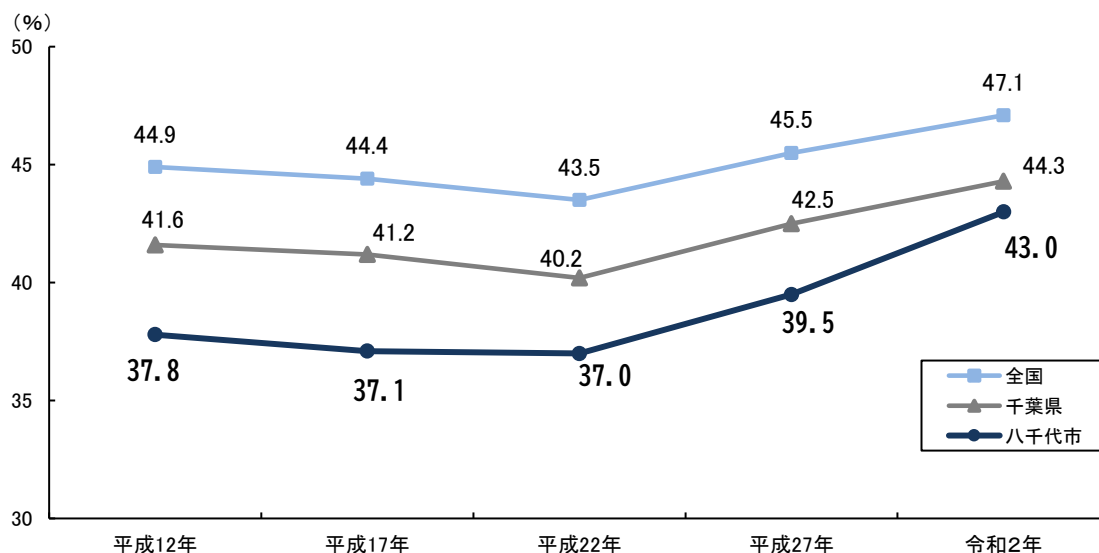


就業者の雇用形態をみると、男性の正規雇用率は全国・千葉県・本市とも8割強となっています。一方、女性の正規雇用率は全国が5割弱、千葉県が4割台半ば、本市では4割強となっており、男性に比べて女性の正規雇用率が低いことがわかります。本市は男性では全国及び千葉県よりも正規雇用の割合がやや高いのに対し、女性では全国及び千葉県よりも正規雇用の割合が低くなっています。



共働き率の推移をみると、平成22年以降は全国、千葉県、本市とも比率が上昇傾向にあり、本市の共働き率は令和2年で43.0%となっています。全国・千葉県と比べて本市の共働き率は低い状態で推移してきましたが、近年は千葉県との差が小さくなっています。

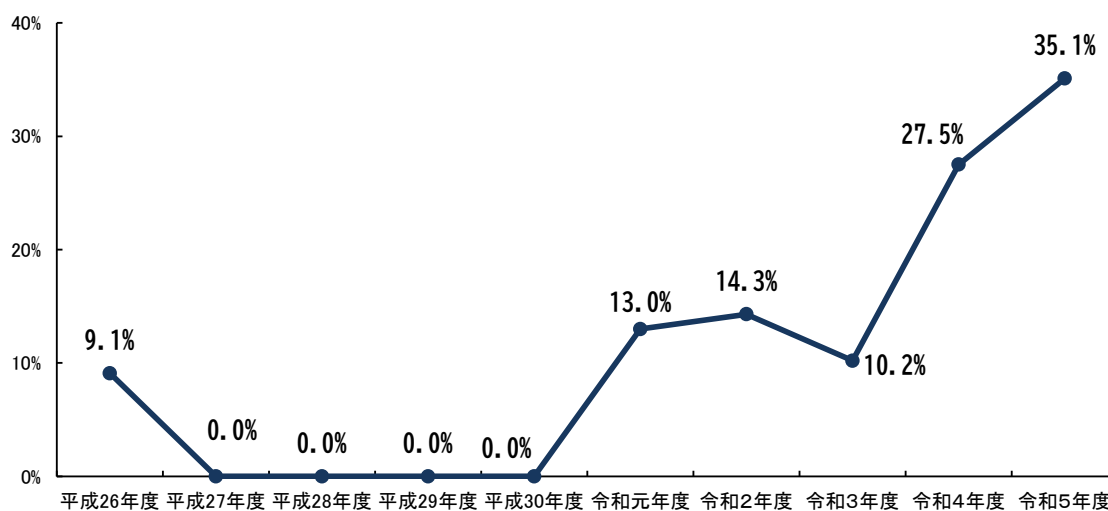
■ 全国、千葉県、八千代市の共働き率の推移



資料：国勢調査

本市の男性職員の育児休業取得率の推移をみると、令和元年度～3年度は10%台で推移してきたものの、令和4年度以降は取得率が大幅に上昇しており、令和5年度時点で35.1%となっています。

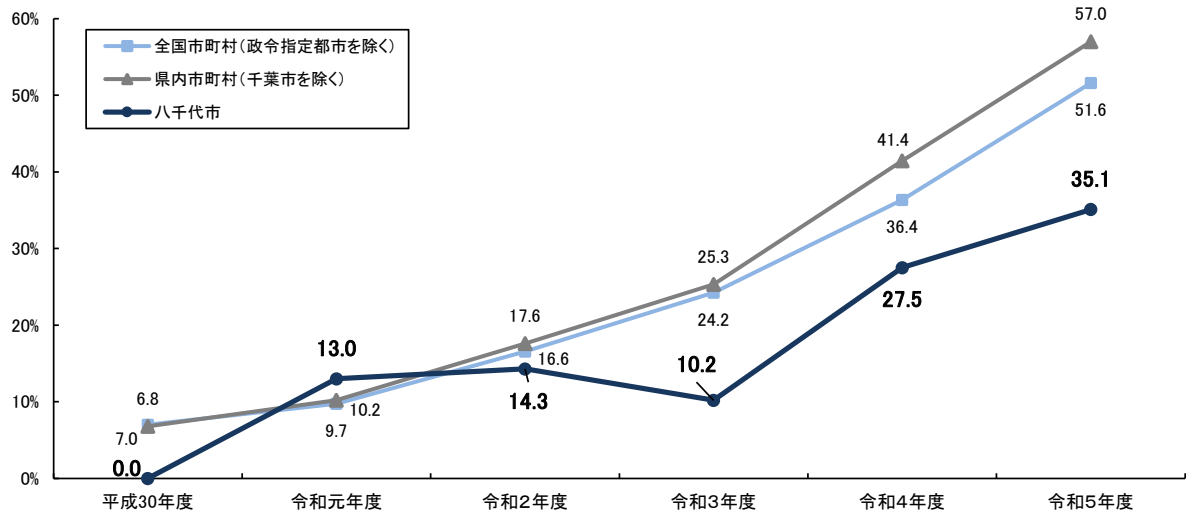
■ 男性職員の育児休業取得率の推移



資料：八千代市

男性職員の育児休業取得率は、全国市町村平均、県内市町村平均とも上昇が続いています。本市の取得率は令和元年度に全国平均、県内平均を上回りましたが、これ以外の年度はいずれも下回っています。

■ 全国、千葉県、八千代市の男性職員の育児休業取得率の推移



※各年4月1日時点の比率

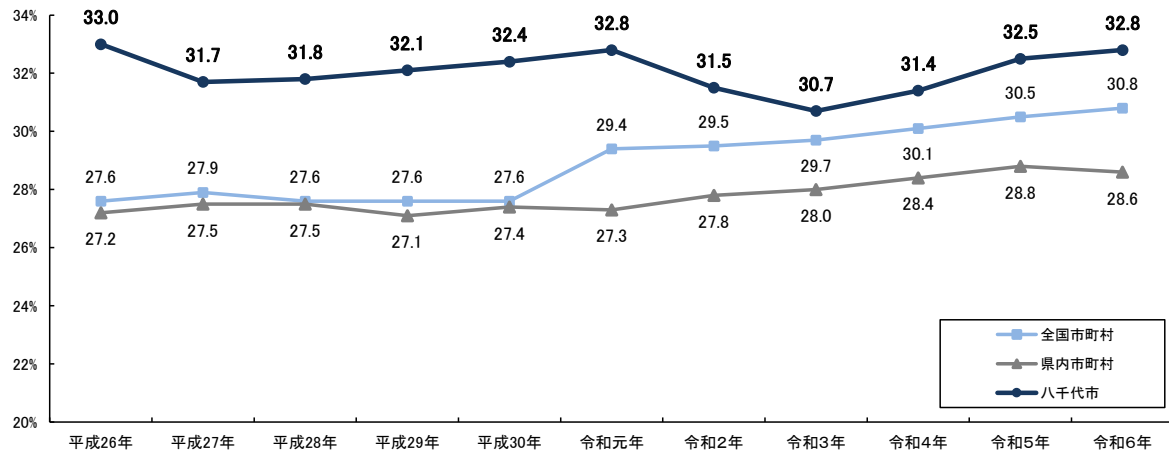
※育児休業取得率は、当該年度中に新たに取得可能となった職員に占める当該年度中に新たに取得した者の割合

資料：地方公共団体の勤務条件等に関する調査（総務省）

(4) 政策・方針決定過程への女性の参画

本市の審議会等委員の女性比率は、令和元年から令和3年にかけて低下を続けていましたが、その後は上昇に転じており、令和6年時点で32.8%となっています。本市の審議会等委員の女性比率は、全国市町村平均値、千葉県内市町村平均値を上回っています。

■ 全国、千葉県、八千代市の審議会等委員の女性委員比率の推移



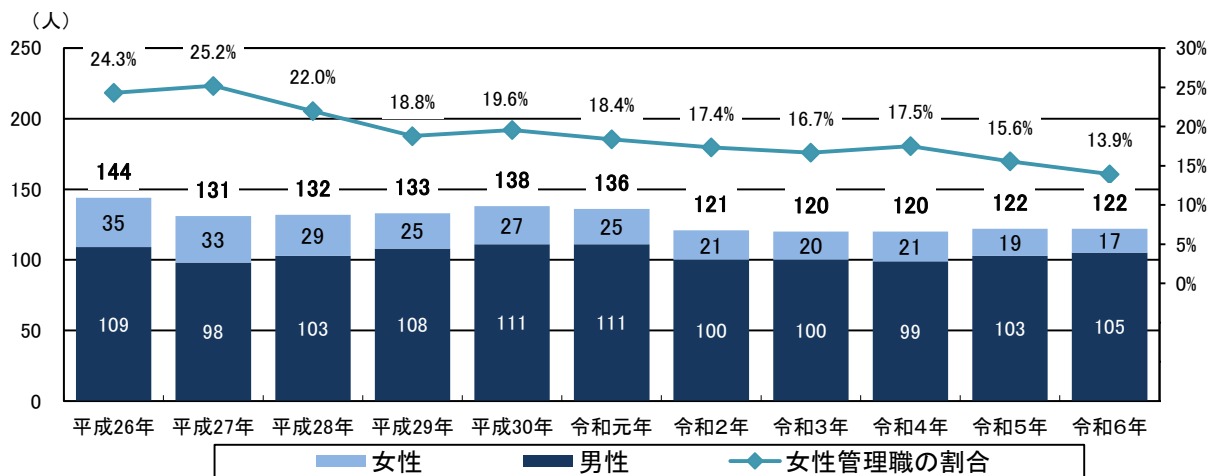
※各年4月1日時点の比率

※目標設定の対象である審議会等の現状値

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

本市職員の女性管理職の人数は、平成26年と平成27年は30人台であったものの、減少傾向にあり、令和2年以降は20人前後で推移しています。

■ 職員の管理職の人数と女性比率の推移

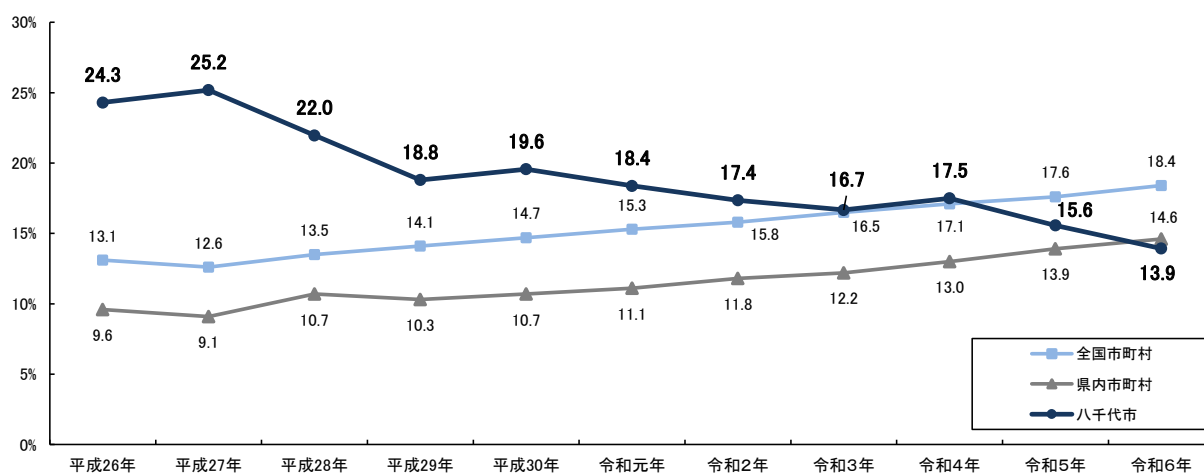


※各年4月1日時点

資料：八千代市

本市職員の管理職に占める女性比率は、平成27年（25.2%）をピークとして低下傾向にあり、令和6年時点では13.9%となっています。全国市町村平均、県内市町村平均とも女性比率が上昇傾向にあり、令和6年には本市の女性比率が全国平均及び県内平均を下回りました。

■ 全国、千葉県、八千代市の管理職に占める女性比率の推移



※各年4月1日時点の比率

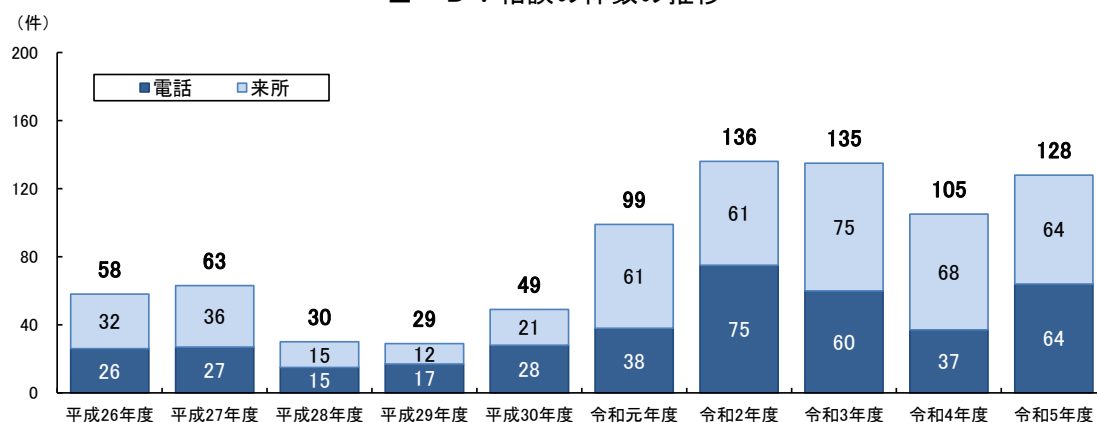
※課長以上の職にある職員の女性比率

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

（5）配偶者等からの暴力

本市のDV相談件数は平成28年度、平成29年度に30件程度であったものの、平成30年度から令和2年度にかけて増加を続け、令和2年度以降は100件以上となっています。

■ DV相談の件数の推移

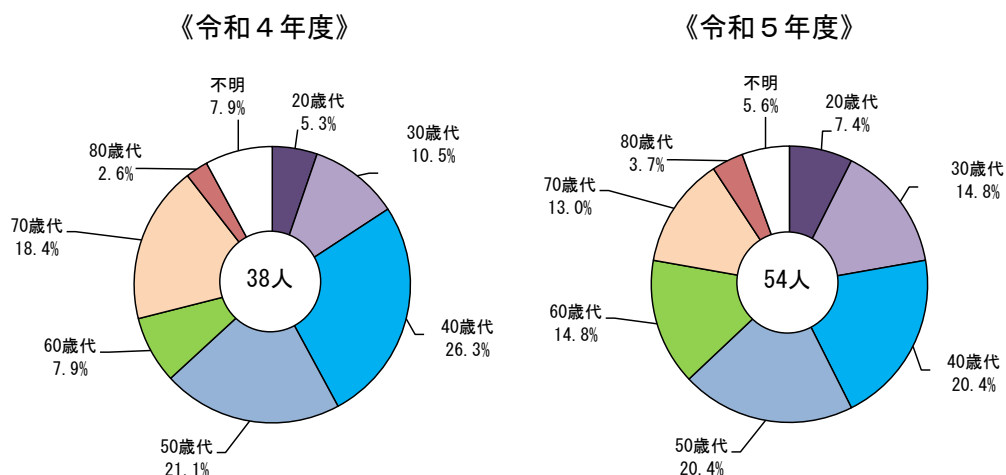


資料：千葉県

(6) 女性相談の状況

令和4年5月からリニューアルスタートした女性サポート相談の利用者数は、令和4年度が38人、令和5年度が54人となっています。年代別に見ると40歳代と50歳代が多くなっています。

■ 女性サポート相談利用者の年齢

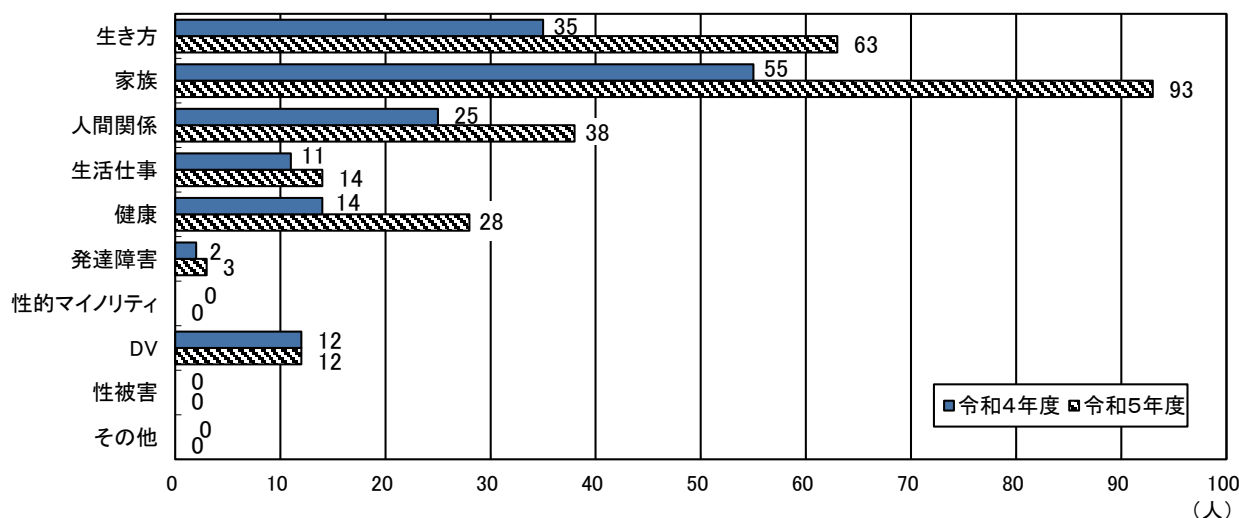


※四捨五入の関係で各項目の割合の合計が100.0%にならない場合があります

資料：八千代市

女性サポート相談における利用者からの相談内容を見ると、令和4年度、令和5年度とも「家族」「生き方」が多くなっています。

■ 女性サポート相談の内容別内訳



※相談内容は、相談件数1件につき複数の内容あり

資料：八千代市

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、

家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計

画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会

議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために

必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

4

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和5年6月23日法律第68号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制

の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月25日法律第52号

最終改正：令和4年6月17日法律第68号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
 - 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
- (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものと

する。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及

び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
- 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
- 五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
- 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が

自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一五日法律第六六号）
抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）
抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

6

やちよ男女共同参画プラン懇話会設置要領及び委員名簿

(設置)

第1条 本市における男性や女性が抱える問題に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、やちよ男女共同参画プラン懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項について提言を行う。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) やちよ男女共同参画プランに関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織及び委員)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年10月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

やちよ男女共同参画プラン懇話会委員名簿

(任期／令和５年１０月１日から令和７年９月３０日まで)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	市民 (公募)	力石 洋平	公募市民	副会長
2		武田 美保	公募市民	
3		中田 雅彦	公募市民	
4		周郷 綾	公募市民	
5		平山 ひより	公募市民	
6	学識経験者	木村 恵子	千葉県退職女性校長会役員	会長
7		高橋 英治	八千代商工会議所業務推進室事務局長	
8		山口 充美	八千代市防犯組合連合会元会長(現顧問) 保護司	
9		鈴木 京子	消防団本部付分団長	
10		島 利栄子	「女性の日記から学ぶ会」代表	令和６年６月１２日 から委嘱

(敬称略)

平成4年8月1日訓令乙第11号

最終改正：令和6年8月27日訓令乙第2号

(設置)

第1条 本市における男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、八千代市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (2) やちよ男女共同参画プランに関すること。
- (3) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、企画部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

- 2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 推進会議に幹事会を設置し、総括幹事及び幹事をもって組織する。

- 2 総括幹事は、企画部次長の職にある者をもって充て、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 総括幹事は、必要の都度幹事会の会議を招集し、これを主宰する。
- 4 幹事会は、推進会議の所掌事項に関する専門的な

調査及び検討並びに推進会議の会議に付議すべき事項の事前調整及び調査を行うものとする。

- 5 総括幹事は、必要があると認めるときは、幹事以外の者をその会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(研究会)

第7条 会長は、推進会議の所掌事項に関する基本的な課題の調査及び研究のため、必要があると認めるときは、研究会を設置することができる。

- 2 研究会は、会長が指名する職員をもって組織し、研究会の長は、会長が幹事から指名する。

- 3 研究会の長は、研究会において調査及び研究した結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、企画部企画経営課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成7年訓令乙第9号）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成8年訓令乙第6号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年訓令乙第6号）抄

(施行期日)

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成11年訓令乙第11号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成 13 年訓令乙第 1 号）
この訓令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年訓令乙第 2 号）
この訓令は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年訓令乙第 9 号）
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 18 年訓令乙第 6 号）
この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年訓令乙第 1 号）
この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年訓令乙第 1 号）
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 3 年訓令乙第 2 号）
この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令乙第 1 号）
この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年訓令乙第 2 号）
この訓令は、令達の日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 3 項）

企画部長
総務部長
健康福祉部長
子ども部長
経済環境部長
教育委員会教育次長

別表第 2（第 6 条第 2 項）

企画部	企画経営課長
	企画経営課男女共同参画センター所長
総務部	危機管理課長
	職員課長

健康福祉部	福祉総合相談課長
子ども部	子ども保育課長
	子ども福祉課長
	子ども福祉課子ども相談センター所長
	母子保健課長
経済環境部	商工観光課長
議会事務局	庶務課長
選挙管理委員会事務局	次長
教育委員会	指導課長
	保健体育課長
	生涯学習振興課長
消防本部	消防総務課長

第3次やちよ男女共同参画プラン

令和7年3月発行

発行 八千代市

編集 企画部 企画経営課 男女共同参画センター
〒276-0033 千葉県八千代市八千代台南1-11-6
(八千代台東南公共センター4階)

TEL 047-485-7088 FAX 047-485-7398

E-mail danjo@city.yachiyo.chiba.jp

URL <https://www.city.yachiyo.lg.jp>



YACHIYO CITY